

令和4年第4回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和4年12月14日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 7 同意第 3号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 8 一般質問
- 第 9 議案第57号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 第10 議案第58号 職員の降給に関する条例の制定について
- 第11 議案第59号 令和4年度中頓別町一般会計補正予算
- 第12 議案第60号 令和4年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第13 議案第61号 令和4年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第14 議案第62号 令和4年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
- 第15 議案第63号 令和4年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 第16 閉会中の継続調査申出について

○出席議員（8名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 高橋 憲一 君 | 2番 長谷川 克弘 君 |
| 3番 西浦 岩雄 君 | 4番 宮崎 泰宗 君 |
| 5番 東海林 繁幸 君 | 6番 星川 三喜男 君 |
| 7番 細谷 久雄 君 | 8番 村山 義明 君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | | |
|---|----|---------|
| 町 | 長 | 小林 生吉 君 |
| 副 | 町長 | 遠藤 義一 君 |
| 教 | 育長 | 相座 豊 君 |

総務課参事	市本功一君
総務課参事	笹原等君
総務課参事	野田繁実君
総務課参事	小林嘉仁君
総務課参事	石川章人君
総務課参事	矢部智彦君
農業委員会会長	森川健一君
産業課長	平中敏志君
産業課参事	永田剛君
産業課参事	西川明文君
産業課参事	北村哲也君
建設課長	土屋順一君
建設課参事	長尾享君
建設課主幹	北村正樹君
建設課主幹	後藤晃昭君
保健福祉課長	相馬正志君
保健福祉課主幹	西巻俊英君
保健福祉課主幹	五十嵐弘将君
教育次長	小林美幸君
国保病院事務長	西村智広君
会計管理者	庵日鶴君
認定こども園園長	大島朗君
自動車学校長	山田和志君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	今野真二君
議会事務局書記	田辺めぐみ君

◎議長の挨拶

○議長（村山義明君） おはようございます。議員各位におかれましては、令和4年第4回定例会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染が拡大しており、連日町内でも感染者が発生しております。本定例会においても引き続きマスクの着用、手指の消毒などの感染対策に努めていただきたいと思いますので、ご協力をよろしく申し上げます。

◎開会の宣告

○議長（村山義明君） 定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第4回中頓別町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、長谷川さん、3番、西浦さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

長谷川さん。

○議会運営委員長（長谷川克弘君） おはようございます。よろしく申し上げます。それでは、議会運営委員会報告を行います。

本委員会は、第4回中頓別町議会定例会の会期日程等議会の運営に関する事項に関し、11月29日及び12月2日に委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、本定例会の会期については、本日12月14日から12月16日までの3日間とする。

2、本日の議事日程については、日程第1号のとおりである。

3、一般質問について、通告期限内に通告したのは5議員である。一部重複する可能性があるため、後から質問する議員は答弁の重複が生じないように注意願いたい。

4、町長提出議案の取扱いについて、全議案本会議で審議する。

5、説明員の出席について、新型コロナウイルス感染対策として議場での密集を避けるため、必要最小限の説明員での対応とすることの協力をお願いしたい。

6、閉会中の郵送陳情等の取扱いについて、全議員に写しを配付する措置を取り、議長預かりとした。

7、本日の会議の冒頭から一般質問終了時まで役場町民ホール及び町民センターに設置されたテレビに配信する。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（村山義明君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日12月14日から12月16日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日12月14日から12月16日までの3日間とすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告及び財務監査報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、御覧の上、ご了承願います。

これにて諸般の報告は終了しました。

◎行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

本件につきましては、町長から報告の申出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（小林生吉君） おはようございます。定例会に当たりまして、全議員のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。それでは、私から1点だけ行政報告をさせていただきます。

新型コロナ感染症については、本町では9月10日から12月9日までの間で138名の感染者の確認がされたところであります。国としてもウィズコロナに向けた新たな段階に移行となり、行動制限をせずに社会経済活動を維持していくこと、また患者の発生届けの全数届出が見直しになるなど正確な感染者の把握ができない状況のなか、町としてはできる限り町内の感染者の把握に努めながら感染拡大の抑え込みを図るため、独自の対応と

してPCR検査、抗原検査を実施してまいりました。町内で確認された感染者と濃厚接触相当の接触があった町民に対して、町独自のPCR検査を9月10日から12月9日までの間に186名の検査を行い、感染拡大防止に取り組みました。8月22日に町内で初めて高齢者福祉施設でクラスターが発生した以降、10月7日に中頓別町国民健康保険病院でクラスターとなり、その後10月26日には障害者支援施設でクラスターと認定され、さらに11月19日に障害者のグループホームでクラスターと認定されたところです。障害者支援施設のクラスターは12月14日、障害者グループホームは12月12日をもってクラスターの収束となる予定であります。

新型コロナワクチン接種については、10月21日に予防接種実施規則の一部を改正する省令が公布され、ワクチンの接種間隔が5か月以上から3か月以上に変更となり、7月以降の接種した65歳以上の高齢者と18歳未満の基礎疾患のある方、医療従事者を対象に、4回目接種を終えた方については5回目のワクチン接種を11月から接種できるよう接種機会の確保に努めてまいりました。

本町は、8月以降感染者が多く確認されたときにも町民の皆様におかれましては、冷静な対応をしていただき、感謝をしているところであります。今後も差別や偏見を持つことなく、一人ひとりが思いやりを持った行動をとっていただくようお願いをしております。町としても国の方針に従い、新たな新型コロナ対策やワクチン接種体制を推し進め、感染リスクを低減していくよう感染拡大防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

引き続き教育長から教育行政報告の申出がありますので、これを許します。

教育長。

○教育長（相座 豊君） おはようございます。私から教育行政報告を申し上げます。

新しい学校づくりの進捗状況について報告いたします。10月31日、「まちの人とともにつくる100年の学びの拠点基本設計業務」を公示したところ、11月11日までに道内外の設計業者4社から参加表明を得ました。

12月7日、副町長、教育長、こども園長、教育次長、建設課長、2名の町民代表、学識経験者の合計8名から成る審査委員会でプロポーザルを行いました。新しい学校は、校舎を新築することだけではなく、こども園から中学校までの一貫教育の実現と町民と子どもたちがふれあいながら心豊かな成長を続ける「学びの拠点」づくりが柱です。今回は、校舎設計図の良し悪しを評価するのではなく、公示で示した新しい学校教育に対する町の考え方やこれまでの町民の意見、現在の小学校や町民センターの設計図等から、①、町の示した現状の課題をどう解決し、将来像を示しているか。②、建設施設の設計方針やそれ

を設計図という形に表す提案力を備えているか。③、町や町民、教職員等からの意見や現在の活動を活かすアイデアを持っているか。④、今後町や町民をはじめとした様々な意見を聞きながら、実施設計に結びつける調整力があるかということに加え、業務実績や設計の実施体制を考慮した上で審査を行いました。今回のプロポーザルは、一社ごとに説明20分、質疑応答20分で建設について発表を受けました。各社の公平性を担保するため、時間厳守、会社同士の情報交換ができないよう控室も別個とし、希望する15名の町民傍聴者も加えた中で3時間以上に渡り行いました。

翌12月8日、各審査員の評価結果をもとに審査委員会で意見交換を行いました。各社とも夢のあるワクワクするような提案でしたが、審査の観点に加え、改めて実現性のある提案なのか、実現に向けて町民をはじめとした関係者と協議を行う姿勢や組織的体制・スタッフの充実が備わっているか協議し、厳正な審査を行った結果、株式会社日建設計に決定しました。今後は、契約した設計業者並びに文部科学省「新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業」の委託業者と連携しながら、今年度中に基本計画を完成させるとともに、基本設計に着手します。基本設計は、適宜ワークショップなどにより町民や教職員等から意見聴取を行ったうえで8月までに終了し、来年度中に実施設計を完成させる見通しです。

なお、これとは別に教職員ワーキンググループを作って教育目標や校歌、制服等の課題を整理しながら、開校までに教育課程を整備していく方向で現在各校と調整中です。あわせて、12月25日、来春開校する安平町のこども園から中学までの一貫教育をめざす早来学園の内覧会に参加し、今後の参考に予定しております。

新しい学校は、「100年の学びの拠点」として、子どもたちが年齢や性別、国籍や文化の違い等を超えてたくさんの大人とふれあい、将来の中頓別をつくり出す拠点として町民の財産になるよう志向しています。子どもも大人もふれあいを深めながら楽しく毎日を送れるような、より「子どもと町民のための施設」としての充実が図れるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これにて行政報告は終了しました。

◎同意第2号

○議長（村山義明君） 日程第6、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求

めることについて。

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求める。

氏名は是川哲男さんであります。

是川さんにつきましては、町内で電器店を営む傍らPOSの代表として町内行事の音響を担い、裏方として活動されておりますほか、平成12年5月から商工会の監事としての重責も担われております。固定資産評価審査委員会委員につきましては、平成28年12月からその任に当たっていただいております。これまで職責を全うしていただいております。長年商工業に携わっているご経験から地域住民からの信望も厚く、引き続き本委員として選任をいただきたく、同意を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

同意第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山義明君） 起立多数です。

よって、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は同意することに決定しました。

◎同意第3号

○議長（村山義明君） 日程第7、同意第3号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 同意第3号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を中頓別町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

氏名については澤里優さんであります。

澤里さんにつきましては、前任の委員が保護者委員であったため保護者の中から委員を選任する必要がございました。委員候補者は、民泊をはじめ地域づくりについて関心があ

ること、酪農保護者を代表してスクールバス利用児童の保護者でもあり、より多様な地域、職種の意見を取り入れられるようにするとともに、自然を生かした教育に関心もあることから教育委員の適任者と判断し、選任をお願いするものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 候補者の履歴を見ましてもそれなりの方だと推察できます。ただ、家族構成なんか分かりませんので、その辺は少しお聞きしたいことと、本人の了解を得てのことだと思えますけれども、もう少し職歴だけでなく教育に関する思いというような内容が伺えたのかどうか、その辺伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 相座教育長。

○教育長（相座 豊君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

まず、家族構成ですが、こども園にお子さんが1名、それから小学校にお子さんが2名いらっしゃって、子供3名いらっしゃいます。

教育に対する考え方なのですけれども、ご主人と共に酪農体験なんかも子供たちにさせたいということで、今年も積極的に事業に取り組んでくれるなど、子供たちと地域をつなぐという活動にも熱心に取り組まれている方です。そういう意味でも新しい学校づくりの上での積極的な意見も期待できるということで推薦申し上げました。

以上です。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

同意第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山義明君） 起立多数です。

よって、同意第3号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求める件は同意することに決定しました。

◎一般質問

○議長（村山義明君） 日程第8、一般質問を行います。

本定例会では5名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

受付番号1番、議席番号7番、細谷さん。

○7番（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。受付番号1番、議席番号7番、細谷でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、令和4年第4回定例会に当たり、さきに通告いたしました1点の項目について、補聴器購入費用に助成をについてお伺いをいたします。

まず最初に、最近知り合いの方がとても話が聞こえなくなったと。家でも奥さんとの会話もできないぐらいと言われていました。私は、補聴器を買えばと言いましたら、高いので、買えないと返事が返ってきました。その方は、地域の活動なども、周りの方のお世話なども行い、大変信頼がある方です。そのような方が周りとの会話ができない状況だということが私には大変ショックでした。何とかしてあげたいと思いますが、このような方に補聴器補助制度があれば本当に助かるのになと私は思いました。高齢化社会ですので、同じように困っておられる方も多いのではないかと思います。本来ならば国が補聴器購入の公的補助をすべきと思いますが、まだ独自の支援制度が創設されていません。しかし、近年多くの自治体、北海道でも数多くなってきておりますが、北見市だとか池田町、赤井川村などの自治体で自治体独自の補助制度などができていますので、何とか中頓別町でもぜひ実現していただけたらと思い、質問させていただきます。

補聴器購入費用に助成を。高齢化に伴い、耳が聞こえにくくなって仕事や社会生活に困る高齢の難聴者が増えています。加齢性難聴は、加齢とともに誰にでも起こり得るもので、65歳以上の高齢者の半数が加齢性の難聴と推定されています。しかし、それをカバーする補聴器は15万円から30万円と高価で、年金生活の高齢者には手が届かず、諦めている間に難聴が悪化する状態が見られるのではないのでしょうか。また、難聴になると家族や友人との会話が少なくなり、会合出席や外出の機会が減り、家庭の中でも社会的にも孤立しやすく、ひきこもりにもなりがちです。最近では、鬱や認知症の危険因子になることも指摘されています。

ヨーロッパの国々では、治療の一環として公的補助が適用になっておりますが、日本では身体障害者手帳の交付を受けた高度難聴者のみに限定されています。本町でも高齢化率が高くなってきていることから、住み慣れた町で健康を維持しながら、最期まで安心して暮らしたいという思いに沿えるよう高齢者補聴器助成制度を創設する必要があると思いますが、町長の考えを伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 細谷議員の補聴器購入費用に関するご質問にお答えをしたいと思います。

聴覚障がいのある身体障害者手帳を所持されている方について、障害者総合支援法に基づく補聴器の助成制度が適用されています。手帳の交付とならない軽度や中度難聴者や加齢による難聴者への補助があることが望ましいことは認識をしているところでありますけれども、町が単独で制度を設けることがいいのか判断が難しいところだというふうに感じてい

ます。高齢者や障がい者が抱えている困難は、この聞こえの問題だけではないと思いますので、ほかにも課題がないのか、優先すべき支援は何かなど当事者の意見を聞くことを含め検証した上で、既存の助成制度の見直しや財源を含めて検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） それでは、再質問させていただきます。

我が国は、世界に例を見ない速さで高齢化が進展しております。令和7年、2025年には高齢化率が現在の25%から30%を超えると予想されています。ちなみに、本町の65歳以上の高齢者人口は、本年10月31日現在で632人、男性264人、女性368人で、これは全人口1,578人の40.1%で、2.5人に1人が65歳以上の高齢者であります。全体の人口は減少する傾向にあるが、いわゆる高齢者人口は年々増加しております。

人間は、誰でも年を取ることで足腰が弱くなったり、目が見えにくくなったり、硬いものが食べにくくなったりなど、加齢による特有の症状が現れてきます。その中に難聴、つまり年を取って耳が遠くなった、耳が聞こえなくなったという症状があります。このような症状が加齢性難聴と呼ばれております。加齢性難聴になると、小さい音だけではなく、高い周波数の音が聞こえにくくなります。言葉を明瞭に聞き取れなくなり、声は聞こえるが、何を言っているのかが分からないという状態に陥るのです。本人や周囲が気づくポイントは、体温計のピピピピという電子音や風呂が沸いた通知音に気づかない、女性の声が聞き取りにくい、テレビの音が大きくなった、会話で聞き返しが多くなったなどがあります。原因は、耳の鼓膜の奥にある内耳と呼ばれる部分にある有毛細胞が消失することです。有毛細胞は、カタツムリの殻のような形をした蝸牛内にあり、音である空気の振動をキャッチし、脳に伝え送るための電気信号に変換する役割を果たします。一度消失すると再生は不可能で、加齢とともに誰でも一定程度摩耗していくため、加齢性難聴を根本的に治療することや完全に予防することはできません。

現在日本では、高度、重度の難聴でなければ補聴器購入の補助を受けることはできません。高度、重度の難聴というのは、両耳の聴覚が70デシベルでないと聞こえないという状態で、これは耳元で大きな声で話すレベル、40センチ以内で話さないと会話理解できないほどのものであります。つまり相当重度の難聴者でなければ障がい認定による補聴器購入に公的支援が得られないのが現状です。

これに対しましてWHO、世界保健機構では、中程度、41デシベルから補聴器をつけることを推奨しています。41デシベルというのは、基本的には聞こえる、しかし時々人の言うことが音域によって聞き取れないというレベルであります。WHOがそのレベルでも早く補聴器をつけたほうが良いと推奨しているのは、そのままにしておく音の認識が保てず、認識できない音が増えてしまうという理由からだそうです。慶應義塾大学の医学部の小川教授は、中等度、40デシベル以上の難聴と診断されたら、なるべく早く補聴器

をつけることを検討しようと言っております。進行してからの使用では十分な聞こえの改善が得られません。両耳につけたほうが広い範囲の音が立体的に聞こえると述べられております。ちなみに、ドイツでは30デシベル以上であれば聴覚障がいとされ、医師が必要と判断すればそれ以下でも補聴器の交付が可能になっています。また、平成24年、一般社団法人日本補聴器工業会が実施した補聴器の使用に関する調査では、イギリスが42.4%、ドイツが34.9%、アメリカが30.2%に対して日本は13.5%であり、諸外国に比べ装着率が非常に低いという状況が示されました。

耳が聞こえにくくなるということは、日常生活でコミュニケーションが取りづらくなり、そのことで閉じ籠もりや鬱状況、そして認知症などのリスクが高まると言われています。さらに、コロナ禍ではマスク着用によりもっと聞こえにくく、また感染対策からも外出も減り、引き籠もりがちな高齢者がより増えている可能性もあります。難聴による生活の不便は、高齢者にとって大きな問題となり、聴力低下を早期に把握することが必要であると考えます。

そこで、お伺いいたします。ご答弁の中で当事者の意見を聞くことを含めた検証が必要であると述べられましたが、中頓別町内の高齢者における難聴の実態について町としてどのように把握されているのか。また、加齢性難聴と認知症はどのような相関関係にあるのかも町としてどのように認識しているのかもお聞きします。それを踏まえて、毎年行われている町の特定健康診査に難聴検診を実施し、対策を講じるべきではないかと思いますが、町長の考えをお伺いします。

さらに、老人福祉法についてお聞きしたいと思います。老人福祉法の基本理念、目的、第1条、この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安心のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする、基本理念、第2条、老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものと書かれております。この老人福祉法の健全で安らかな生活を保障されるのにとり、町民の切実な要望に寄り添った判断をすることが大切であると思うが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 相馬保健福祉課長。

○保健福祉課長（相馬正志君） ただいまの質問に対しまして、まず初めの難聴の実態をどういうふうに把握されているかというところで、その質問に対してお答えをしたいと思います。

まず、身体障害者手帳の方で聴覚障がいをお持ちになられている方は2名いらっしゃいます。6級の方1名と4級の方1名が2名いらっしゃいます。そして、それ以外にこれまでに難聴があると思われる方、保健福祉課の窓口に来られて、ちょっと耳が遠くて聞こえが悪いなという方などがいらっしゃった方をうちの課のほうで確認させていただいた人数なのですが、32名ほどいらっしゃるかなというところでうちの課のほうでは押さえてい

るところであります。過去に難聴障がいということで補聴器を支給されていた方は、平成27年度で2名の方がいらっしゃいます。また、平成30年度で2名の方がいらっしゃいましたという状況になっております。

以上です。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 全数を把握しての今の説明ではないところもあるので、さらに耳の聞こえの課題を抱えている方はもっといらっしゃるのかなというふうに思います。特定健診での位置づけ等についても内部での検討をさせていただきたいというふうに思います。

それと、老人福祉法にある基本理念の件でありますけれども、基本的に行政の基本姿勢として、そのような形で地域に生活されている高齢者の皆さんが健康で安らかな安定した日常生活を送っていただけるように常日頃考えているところでもあります。この聞こえの問題について即答はなかなかできかねますけれども、しっかり実態や専門家の意見等も確認した上で制度化の検討を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） 大体内容は分かりました。早急な対応をお願いします。

それでは最後に、ご答弁は要らないのですけれども、日本国憲法第28条の全ての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するという精神を生かされたまちづくりのためにも、全ての難聴者に対して補聴器購入の補助制度を創設することが求められているのではないかと私は思います。また、高齢者が中頓別町に住んでいて安心して楽しいと、中頓別町は高齢者が暮らしやすい町だと言っていただけるためにも、さらに今後高齢化が一層進み、同時に一方では高齢者の社会参加、あるいは定年延長や再雇用が進むような状態の中で、行政にとっても高齢者の聞こえの支援をしていただくことが今後より重要になってくるのではないかと思いますので、早急に検討をしていただきますよう要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（村山義明君） これで細谷さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受付番号2番、議席番号5番、東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 5番、東海林でございます。まず、今回は2点質問させていただいておりますが、1点目は物価高騰に対する町民支援についてお伺いいたします。

3年に及ぶコロナ禍やウクライナ戦争の影響による国内の物価高は、この町の住民を苦しめています。国の施策に基づき地方自治体はその対応に努力していますが、当町の支援内容がある程度承知した上で次について伺います。

1点目、町民に対する支援でこの町の特出すべきものは何でしょうか。

2点目、灯油の援助で課税世帯に対しても対象としたのはなぜでしょうか。

3点目、このたび予算から支援内容では非課税世帯のみを対象としています。現状を見ると、子育ての世帯を含め高齢者、障がい者世帯など大変な状況が推察されます。対象を非課税世帯とすることを撤廃し、課税世帯も対象とする考えはありませんか。これは全体

の課税世帯を言っているのではなくて、非課税世帯の対象とした制限枠の中の課税対象世帯を言っています。

4点目、報道によると、大阪では子育て家庭に対し子供1人に10キロのお米を支給するとのこと。このまねをとはいませんが、福祉の町を標榜するなら、何か特例な対応を考えられませんか。伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 東海林議員の物価高騰に対する町民支援についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、灯油の助成につきましては、昨年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により外出の自粛を余儀なくされ、心身ともに疲弊された中、冬期間の原油高騰により生活費の負担が増えたことで、非課税世帯のみならず課税世帯も同じような大変な状況にあることで助成をすることといたしました。今年はさらに物価の高騰も重なっており、昨年度以上に生活費の負担が増えていることで、昨年同様に課税世帯も対象としたところであります。

子育て世帯に対する支援については、子育て世帯への特別給付金という形で、世帯の収入や家族構成により金額は様々ですが、国の制度により給付してきたところです。令和3年度の子育て世帯臨時給付金では、児童手当受給者などに児童1人当たり10万円を給付し、生活を支援してまいりました。さらに、臨時給付金の該当にならない特例給付の14世帯にも、町独自の取組により子ども未来応援給付金として1人当たり10万円を給付して支援をしてまいりました。

一方で住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金も国の制度により令和3年度に創設され、令和3年度及び令和4年度の子育て世帯や非課税相当の世帯に1世帯当たり10万円の給付を実施しております。物価高騰により非課税世帯のみならず課税世帯も同じように様々な家計支出が増加していくことが想定されます。特に高齢者や障がい者世帯は、年金などの収入が定額で固定されている世帯が主で、就業等による収入増も困難なケースが想定され、物価高騰による影響が特に大きいというふうに考えています。物価高騰に直面しやすい低所得者の非課税世帯を優先に考えていきながら、国や道の制度を最大限活用し、課税世帯への拡大支援については国や道の動向も注視しながら、そのときの状況に応じて検討したいというふうに考えています。

それぞれの市町村が工夫を凝らした支援を行っていますが、子育て世帯に関しては出生時の祝金や全ての子供の保育料無償化などの給付のほか、ネウボラによる相談支援体制の構築などに取り組んできており、新型コロナの交付金を活用した給食費無償化などにも町としては取り組んできています。長引く感染症対策で子供たち、保護者の皆さんがそれまでどおりではない日常を送らざるを得なかったことには私も胸を痛めております。改めてポストコロナに向けて失った時間を取り戻し、皆さんの心が晴れるような、元気が出るような取組ができればというふうに考えているところであります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 町長の答弁を聞いていましたら、この町としてそれなりの精いっぱいに対応をしているとは思いますが、その辺は評価したいと思います。特に児童手当受給者に対して臨時給付金の該当にならない世帯に、14世帯に対して特別に町が独自でやった。非常に評価すべきものだと思います。

それで、そういった町の思いは、後半で町長が言っていますが、課税世帯への拡大支援については国や道の動向を注視しながら、そのときの状況に応じて検討したいと考えていますと言っていますが、これはちょっと伝わってきません。子供に対しては、特例給付の14世帯に町が独自でやっていた。このぐらいの気持ちで課税世帯にも、障がい者や高齢者の世帯には出すと言えないのですか。これをやるとやっぱり福祉の町だと思うのだけれども。町民に対する支援でこの町の特出すべきものといったら、その辺を出すのが本当は一番だと思うのです。そのときの状況に応じて検討するというのだけれども、そのときの状況に応じてというのはどんな状況になったら考えるのですか。この辺、では時期について今はそうでないと思っているのですね。では、それがどうなれば課税世帯に、課税世帯といったって非課税世帯とすれすれの課税世帯だってたくさんいるのです。それが高齢者や障がい者なのです。単に所得が低いから課税になったのと働いていてもそれだけの経費が捻出できない。しかし、障がい者、高齢者であるという、そういう課税世帯だっているわけですから、その辺の差を考えると本来課税、非課税の区別なく、そういった対象には特別な思いを込めていいのではないかと思うのですが、町長、ざっとでいいですから、町長の本当の考え方を聞きたいのです。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） コロナの対策に関しては、これは地元の経済の活性化ということも重なりますけれども、町としても50%のプレミアム付商品券であったり、地元商店で購入できるクーポン券や牛乳の消費拡大ということもありますけれども、そういったクーポン券を含めてできるだけ町民の皆さんの生活にも支援になるような、そんな取組も交付金を活用して行ってきたというふうに思っています。

コロナの対策も非常に長引いてきていて、国の対策も何回かにわたる補正予算の中でいろんな支援策などが打ち出されて今日に至っています。そういった中で、町も最終的に今年度における地方創生の臨時交付金のまだ使途の決まっていない分と町がさらにどの程度上積みできるかというようなことも考えながら、今地域の中で本当に困っている、あるいは支援が必要だということをしっかり見定めた上で、また補正予算のご相談をさせていただくことになるというふうに思いますが、やっぱり地域に暮らしている皆さんの気持ちが少しでも晴れるような、何かそんな施策としてご提案できればというふうに考えています。まだ具体的な内容については固まっておられませんけれども、今後そういった支援策を検討し、先ほど東海林議員の言っていたご意見も十分に踏まえながら、新たな対策を講じるようにしていきたいというふうに思っています。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 町長の今の答弁は、非常に私は強く積極的な発言と受け止めます。私が言いたかったのは、やっぱりこの町は福祉の町を標榜してきているわけです。そういった施設もこの町の規模からすると多いわけです。福祉に関係する職員、それを利用する人、そういった人を住民としているこの町のありようとして、言うなれば法制度に基づいた措置を対応するのは、これは当たり前の話なのです。それを一步でも、場合によっては半歩でもいいから踏み込んだ施策、それを求めているわけです。そういう意味でいうと、今の町長の発言は非常に私は強力な、積極的な発言と受け止めます。よろしくお願ひしたいと思います。

次に移ります。2問目の自治会と町の政策についてお伺ひいたします。まず、1点目は、町の自治会はこの3年間事業の推進も会合もできず、辛うじて現状を保ってきていました。中には役員選出もできずにいる自治会もあります。町の政策推進に自治会の存在は大きいものと思います。改めて自治会に対する町の基本的な考えを伺ひたいと思います。

2点目、令和5年度自治会運営が困難な状況が考えられます。このような状況を想定した町の対策が必要と思いますが、いかがでしょうか。これは、自治会並びに自治会連合会の問題としては当然捉えています、町の政策としての自治会との対応を伺ひたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 自治会と町の政策に関するご質問にお答えしたいと思います。

自治会は、住民がより住みやすい地域をつくるためにお互いに支え合い、助け合う自主的、自立的な自治組織というふう認識しております。少子高齢化や情報化など、住民が生活する環境の変化が進み、課題も複雑多岐にわたるようになっており、地域における支え合い、助け合いの取組は、これまで以上に求められていると認識をしております。これからの課題に対して自治会などのコミュニティー活動に期待される役割がより重要になっています。本町は、子供からお年寄りまで住みやすい町であるためにも互助や共助の仕組みが多様に広がっていくことが不可欠であり、自治会との連携も大切にしていかなければならないというふう考えています。地域で生活する人のライフスタイルや価値観、家族形態などが変化したこと等により、自治会への考え方や関わり方が変わっていることに加え、それぞれの自治会の構成世帯数も減少し、組織の維持や諸活動がだんだん難しくなっているというふう認識しております。前述のとおり、自治会は自主的、自立的な組織であり、行政が主導して対策に乗り出すべきものではありませんが、やむを得ない事情等により自治会に求められるそういった場合については、相談や支援ということについて検討していく場合もあるというふう考えております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 町長の答弁のとおり、自治会は自主的、自立的組織であり、自らが判断し、行動する、それは当たり前のことです。その事業の中の一つとして行政への

協力ということで、いろんな行政からの伝達事項の情報提供をみんなにそれを配付する、そういったことも自治会の大事な要素です。ただ、町長、私が言いたかったのは、自治会の健全な活動というのは、まちづくりの基本なのです。そこに行政との関わりがあるのではないですか。まちづくりをするのが施策として主導するのは町だとすれば、まちづくりの基本を担うのはやっぱり自治会の健全な活動だと思っているのです。そういう意味で自治会はもちろん自主的であるべきものですが、町との関わりが非常に大事なものだということを私は常に思っておりますので、ご答弁いただいたようにいろんな困難な自治会があれば、それは自治会連合会として受け止め、努力いたしますけれども、今の町の自治会に対する支援は、自治会連合会事務局を総務課の住民グループが受け持っていて、今までの町の事務局体制以上に自治会事業に対する行動は非常に大きなものがあります。今までで一番かなと思うほどの事務局体制ができております。それについては感謝しています。そういったことを含め、来年度の自治会のそれぞれの活動が非常に私は今心配している状況なので、何か困難が生じたときには町としてのご指導、ご支援をお願いすると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（村山義明君） これで東海林さんの一般質問は終了しました。

ここで10分ほど休憩を取りたいと思います。議場の時計で11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

引き続き、受付番号3番、議席番号1番、高橋さん。

○1番（高橋憲一君） 受付番号3番、高橋でございます。私は2点質問をしたいと思っております。

1点目は、風力発電施設についての町の方針についてということでお伺いいたします。風力発電業者が本町に風車建設を予定していますが、国内外を問わず地域の自然環境への影響とともに、風力発電装置から発する低周波騒音の人体への健康被害の報告もあります。これらを踏まえて、町は建設に対して意見を述べることと思っておりますが、現時点でのお考えをお聞かせください。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 高橋議員の風力発電施設に関する町の方針についてのご質問にお答えしたいと思います。

現在風力発電事業者1社が計画している事業について環境影響評価法に基づく方法書手続の段階で北海道知事から市町村の意見を求められているところです。当該事業者は、こ

れまで2か所4回の住民説明会を開催していますが、参加された町民からも森林の保全、健康面や景観、野生生物への影響など、事業への懸念や不安の声が町にも寄せられてきています。町としては、こうした町民の意見も踏まえ意見を述べるべきと考えています。今後次の段階で環境影響評価に基づく準備書が示され、意見を求められることにもなります。同様に町民の意見を尊重するとともに、環境に関する基本的な調査審議の場でもある環境審議会にも意見を求めた上で、議会とも協議を行い、最終的な意見を述べられるように準備をしていきたいというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 高橋さん。

○1番（高橋憲一君） それでは、1点だけお伺いいたします。

業者の説明会というのが行われたわけですが、当然といえば当然ですが、こういう自然環境に対する影響であるとか、人体に対する影響というようなものはほとんど説明がないという状態であります。このいわゆる風車による風力発電というのは、非常に長い歴史がございます。数十年にわたる歴史があります。世界各地で様々な影響が出ているという報告もありますし、そういう情報も非常にたくさんあるというふうに思います。こういう業者の一方的な説明だけでなく、町としてそういう今まで積み上げてきた知見に基づく環境に対する影響であるとか、人体に対する影響の情報提供というものを住民に対して行う予定はあるかどうかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 町としては、この風力発電の最終的な是非というか、環境影響評価が示された上で、町の意見をまとめていくために必要な学習の機会、町民等の意見を聞く機会、そういうことを、先ほども申し上げておりますけれども、しっかり作りながらやっていかなければならないというふうに考えています。その際に学習の資料となるような情報提供ということも当然考えられるというふうに思いますけれども、これも正直なかなか難しいところがあって、やっぱり考え方にもちよつと幅があるのではないかなというふうにも感じています。できるだけ町としては中立的にというか、予断を持たずに判断できる、そういう資料の収集や提供という考え方に立って進めていければというふうに思います。

○議長（村山義明君） 高橋さん。

○1番（高橋憲一君） 中立的ということですので、そういう情報もぜひ提供していただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。第8期総合計画の今後についてということで、先般新しい学校及び町民センターの増改築の基本設計委託の予算が決まり、建設費の予想額も示されましたが、かなりの高額な予算になっていると思います。このことが今後の総合計画実施に影響を及ぼすことがないのか伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 総合計画の今後に関する質問についてお答えをしたいと思います。

総合計画は、豊かで住みよいまちづくりを実現するため、総合的かつ計画的に町政を推進するため策定する政策の最上位計画として位置づけています。その各政策を実現するため、現在は前期5年間の推進管理をする実施計画にて具体的な事務事業を登載し、事務事業の実施に際しては時期や内容について随時見直しながら、適切な総合計画の推進管理を行っているというところであります。新しい学校づくり、人生100年の学びの拠点の整備事業は、大きな事業費となることが予想されますが、財源の確保に努めた上で実現可能な計画を立てて進めていきます。今後も中長期的な見通しを示し、総合計画を基本としたまちづくりを推進していきたいというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 高橋さん。

○1番（高橋憲一君） 1点だけ懸念されることというか、それはピンネシリ温泉の問題、それに関わる新しい入浴施設の建設、この言わば時間軸というか、ピンネシリ温泉自体のボイラーの老朽化が進んでいるわけですけれども、それと新しい入浴施設の建設の時期と問題なくつながればいいわけですけれども、もし問題があった場合はどうするのか。例えば今現状町民の有志が運営されている黄金湯というのがありますけれども、こういったところに対しても何らかの支援をしていくとか、何らかの協力を求めざるを得なくなってくるというふうに予想されるわけですけれども、例えばピンネシリ温泉のボイラーが壊れたと。建設が間に合わないというようなときに、では黄金湯、お願いしますという話にはなかなかならないだろうと。そこは、やはりそれ以前にそういう対応とか、支援策というのは考えるべきではないかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、財政運営上の基本的な考え方で申し上げますと、既に何度かご説明をさせていただいているように、起債をする際には交付税の措置のある過疎債や辺地債を最大限活用するというを前提に、交付税で措置されない分、起債借入れをした場合に措置されない、町が実質負担しなければならない部分については、その事業をやった当該年度に積み立てるという考え方を基本に持って、これにより後年度に実質的な負担が残らないようなやり方をこれまでできてきているところです。一部今の基金の組み直しということは避けられないところはありますけれども、学校の建設に当たっても償還が始まる前までにこうした償還に係る財源をしっかりと組み直しを含めてまとめて整理をし、そのことによって後年度やらなければならない事業ができないというような状況にはしないようにしていきたいというのが基本的な考え方です。その上で、先ほど総合計画の話がありましたけれども、総合計画の中で予定している事業については計画的に進めていくと、そういう考え方で今はおります。

そんな中でご懸念のあった温泉の関係については、ちょっと議論が遅れていることについては認めざるを得ないというふうに思っていますけれども、町なかで防災の拠点施設整備ということも今検討しているところでもありまして、場所の問題等も連携が必要な可能性はあるかなというふうに考えています。その上でできるだけ早く検討に着手していき

いというふうに考えているところであります。少なくとも先ほど言ったような財政的な問題から先延ばしするというのではなくて、適切な時期に実施できるように取り進めていきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 高橋さん。

○1番（高橋憲一君） それでは、すみません、再度になってしまうのですけれども、ピンネシリ温泉の営業が継続している間に、言わば新しい入浴施設が建設できるというふうに考えていいということですか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 正直ピンネシリ温泉が前に建築の専門の方に診断していただいたときには、いつ使えなくなってもおかしくない状況だというふうには言われていて、それを延ばし延ばし何とかしのいで使っているという状況なので、致命的な回復困難な故障が入浴施設ができるまでの間生じないというふうに断言は難しいというふうには思います。ただ、そうならないように丁寧に修繕しながら、何とかそこまでもたせるように努力をしていきたいというのが現状であります。

○議長（村山義明君） 高橋さん。

○1番（高橋憲一君） これは質問ではないですけれども、そういうふうな状況だということでもあります。一方で町民の有志が黄金湯というかつての銭湯を運営しているということも事実でありますので、これは町長が今年度の執行方針でも述べられましたけれども、要するにコモンズという考え方のまさにその実現をしていると言ってもいいところだと思うわけでありますから、そういったものに対する町の支援というのをよろしく願いをしたいというふうに思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（村山義明君） これで高橋さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受付番号4番、議席番号4番、宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 受付番号4番、議席番号4番、宮崎です。今回は、事前に3問通告させていただきました。1問目は、旧開発跡地の花壇撤去について伺います。

国道沿いの旧開発車庫跡地については、町有地となってから平成23年に花壇が整備されたことについて当時も一般質問を行った経緯があり、小林町長が旧まちづくり推進課長のときに答弁されました。この花壇が解体、撤去されたのはなぜでしょうか。このことに関する予算的なものはなかったと思いますが、新たな利活用の方向性、施設整備などは考えられたのか。当該用地は、町内でも国道沿いの一等地であり、以前からバスターミナルや直売所、道の駅や町の駅を置いてはどうかというような声もあった中で、そういったことは考えられなかったのかという問いに対して、将来何らかの公共施設のために供する用地として所有しているが、国の雇用創出事業の要件であったもともとの用途ということであの花壇を再整備したとのことであります。これを撤去することについては問題はないのか。町の景観や町民の憩いの場という意味合いもあって整備されたと認識しております

が、荒廃していると言われた状態に戻ってしまうのか。花壇整備からの活用や検討の経過についても伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 宮崎議員の旧開発跡地の花壇撤去に関するご質問にお答えしたいと思います。

旧開発跡地の花壇については、平成23年当時、リーマンショック後の急激な雇用情勢悪化に対し、失業者の雇用確保を目的とした緊急雇用創出推進事業補助金を活用し、空き地であった町有地を有効活用したものであります。この事業は、設置から10年が経過しましたが、近年利用して下さっていた団体が高齢化により継続困難との申出があったことと、また本町での花苗販売事業所がなくなってしまったことが重なり、利用団体に継続に向けたアンケートを実施した結果、全団体から困難との意見をいただいたところであります。その経緯を基に協議を行い、花壇撤去の判断といたしました。

花壇撤去については、当初町で行う予定でありましたが、稚内開発建設部から国道交差点の除雪において排雪場として使用したい旨の相談があり、事業者で社会貢献の一環として花壇撤去を行ってくださるとのことであったため、本年11月に無償で実施をしていただいたものであります。

今後の旧開発跡地の活用については未定ではありますが、景観を損なわないよう維持管理を行い、新たな事業整備に備えていく考えであります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） まず、ちょっと順番的には前後するのですが、この花壇は年数的にいうと10年を超えるぐらいの期間利用されてきたということになると思いますが、全額国の補助で整備したというものを利用するところがなくなったから、今お答えいただいたような、こういった理由で撤去することそのものについては、そもそも問題はないのでしょうかということも伺っているのですが、これに対する答えはないように思いますので、念のため改めて確認させていただけたらと思います。

その理由については、花壇の利用継続に関するアンケートなんかも実施した結果、全団体から困難との回答があったことなどから撤去することにしたということなので、開発のほうから排雪の相談がある前から町で撤去しようとしていたということでしょうか、その後の利活用が決まっていなかったのに、またお金をかけて急いで撤去するという判断をされたということでしょうか。それこそ10年あっても用途が決まっていなかった、去年利用されていたところは継続が困難だという理由だけで、以前の何もない状態に戻すためにすぐに撤去という判断になりますか。私は、ちょっとつじつまが合わないのではないかなという印象を受けました。別にやるところがないとしても、例えば職員で利用するとか、ほかを当たってみるであるとか、まずは景観としての意味合いがあったこの花壇を維持することを考えるのではないかなと思うのですが、利用してくれるところがまた出てくる可能性もあるかもしれませんし、この点についていかがか。これについても平成23年のとき

にも、やるところがなかったら職員で維持管理する必要があるのではないですかというふうに伺ったところ、どういう管理がいいか検討していくというふうなお答えだったと思いますので、この点も含めた上でいかがか伺いたいと思います。

また、整備したときの費用については、お話があったように全額国からの補助という形であったかと思いますが、花壇の維持については少なからず費用負担があったかと思えます。花の苗の購入であるとか、草刈りも毎年されていたと思えますし、この10年で幾らの町費負担があったのか、これについても伺いたいと思います。

あと、一番重要なところだと思うのですが、将来的な用途ということについてはこれまで検討されてきたのか、根本。これも最初の質問で伺っているつもりなのですが、これまでの経過のようなものについては特にないので、これについても再度伺いたいと思います。この一等地の今後の有効活用についてどのように考えておられるのか。またしばらくただの更地というようなことになるのか。今回のご答弁にあるように冬場にこういった形で利用することが今後続いていくということであれば、今後の用途についてはさらに考えづらくなっていくのではないかなというふうに思えますので、これらの点について再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 細かい点については、担当課のほうから補足があるかもしれませんが、私が答えられる範囲で答えたいと思います。

まず、質問に対する回答漏れのようになってしまって申し訳ありませんでした。補助の関係については、返還等についての問題はないということで担当課のほうからの報告を受けているところであります。

目的を持って一旦整備されたものの空間に対しての閉じ方としては、十分な検討がなされていなかったというところは、率直に認めなければならないというふうに私も思っております。花や緑で町をきれいにしようという活動については歴史がありますし、それまで町内会とかいろんな活動をしていただいていたし、今の花壇の流れというのは平成10年ぐらいに花とみどりのまちづくりということで取り組んで、特に地域の中でガーデニングとかを熱心にされている方たちが多かったときに公共施設なんかをそういう人たちの力をお借りしてきれいにしようというところで花だるの設置をしたり、公共施設の周りをきれいにしたりというようなことをずっと取り組んできたということでもあります。今回開発跡地に置いたような花壇を整備したりするというのは、前町長の大変強い思いもあって、先ほど話をしましたように平成23年にも今のような形で整備をした形になっています。これらの活動がなかなか担い手がないということもあって、だんだん、だんだん難しくなってきた現状に至ったということについては、本当に私も大変残念な思いをしています。更地にするという相談を受けたときに、私も正直悩んだところでもありますけれども、担い手の問題とか花苗の提供の問題とか、併せて職員の中でやっていく体制も困難というところを考え合わせて、こういった結論になったところであります。改めてもっと議論

を開いて、意見を求めてやるべきだったのかもしれないという反省はありますけれども、経過としてはそういったようなことで、大変無念でありますけれども、そういう結論を出したということでもあります。

これまでの維持管理に関する町費負担については、担当のほうから答弁するようにしたいと思っておりますけれども、この間この跡地の活用についての、そもそもこの跡地をどう活用すべきかというような形での検討というのは行われてはいなく、観光施設の移転先の候補としてとか、そういった形では検討された経緯はありますけれども、結論としてここを活用するというようなものはないし、現状検討している事業の中でもないかなというふうに思っています。ただ、議員おっしゃったように町の中心で、一等地というところもあるので、改めてこの土地の活用という視点も含めて今後検討しなければならないかなというふうな認識を持たせていただきました。そのように考えていきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 石川総務課参事。

○総務課参事（石川章人君） 町費負担の部分ですが、以前まで町内の販売所があったときは大体1苗、ちょっとざっくりだとは思いますが、70円から80円台ぐらいで、もしかしたらもっと低い価格で購入できたのではないかなと思っています。今現在では、浜頓別町のニコットのほうから購入する形で、大体1苗、ここもちょっと予算書に目を通してからでないとは本当は分からないのですが、130円台、40円台あたりはかかっています。アンケートも実施して、身近で直近では続けていくのが本当につらくて、何とか続けたい形ではあるのだけれどもという声がとても多くて、断念するのはちょっと心苦しかったのですが、その代わりというのもちょっと変なのですが、各公共施設とか広場とかというのはもちろんこのまま継続していく形でもありますし、各個人で例えば以前、以前と言ったら変ですが、使用してきた木のプランター、そういうのも無償で提供したりしてこの事業は継続していくという形では考えております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今花の苗の単価というか、お答えいただきましたけれども、10年間でこの花壇の維持管理にかかった経費というのは、総額で幾らぐらいになるのかというような意味合いでもあったのですが、どうですか。なかなか今お答えいただくのは難しいですか。

（何事か呼ぶ者あり）

○4番（宮崎泰宗君） 今多分難しいと思いますので、後でも。

○議長（村山義明君） 石川総務課参事。

○総務課参事（石川章人君） 後でまとめた資料をお渡ししますので、すみませんが。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 分かりました。

今石川参事のほうからも、町長のほうからも今回の撤去に至る経緯であるとか、今後の花の事業の継続等についてお答えいただきました。利用されているところにも切実な部分

があったのかなというふうに思います。今後どういふふうになっていくか分からない部分もありますけれども、今回は冬場の雪の関係もあったということになると思います。雪の関係でいうと、周辺の住民の方が利用されていたりということもあると思いますので、必要と言える部分もあると思います、それはそれである程度のスペースが。ただ、申し上げましたけれども、立地的には町内でも有数だと思しますので、町長のほうからは跡地に関する具体的な検討はされてこなかったというのが実情だと思いますけれども、ぜひ有効な活用方法について今後しっかりと考えていただきたいというふうに思います。この質問については、ここまでとさせていただきます。

続きまして、2問目の空き家対策の不適切補助について伺います。自治体の空き家対策を支援する国土交通省の補助金を会計検査院が調べたところ、要件を満たさない建物の除去費用に交付するなどの不適切な扱いがあったことが分かり、宗谷管内では中頓別町と報道されていることから、当該補助の内容や今回の経緯、補助金返還の状況等について伺います。本町では、時折大きな行政ミスなどがこれまでも起きておりますが、本件を含め再発防止に向けた取組等についてはどのような状況でしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 空き家対策の不適切補助に関するご質問にお答えをしたいと思います。

町は、危険廃屋解体撤去条例に基づき、危険廃屋となっている空き建築物の解体に係る経費への助成を行ってきました。国土交通省の空き家再生等推進事業補助金は、不良住宅、空き家住宅及び空き建築物の除却に対し、自治体負担の2分の1を助成する制度となっていて、例年町ではこのうちの不良住宅、これを危険廃屋というふうにしておりますけれども、5件程度の補助金を国に要望してきたところであります。

このたび問題となったのは、令和2年度に本来ここでいう空き建築物に該当する牛舎に関して誤って不良住宅に加え申請したことによるものであります。空き家住宅と空き建築物については、除却後の跡地が地域活性化のために供されることが要件となって不良住宅と区分されているものでありまして、結果不適切な申請により補助金の交付を受けたということになります。原因は、補助制度を十分に理解できていなかったことによるものであります。不適切な申請に関してはこの1件で、町からの助成額48万円で、補助金としては24万円分となりますが、町の条例ではこれに関しては助成対象としているということですので、対象者からの返還を求めるものではないことを申し添えたいと思います。現在補助金返還の通知はありませんが、今後補助金の返還義務が生じた際に改めて報告をさせていただきたいと考えております。

今後はこのようなことがないよう補助事業に関して北海道にも確認しながら、適切に業務を進めていくようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君）　このご答弁によると、問題となったのは中頓別町では1件ということですが、例えば宗谷管内でいうとほかに該当したところなんかはあるのでしょうか。中頓別町だけなのでしょう。事例としては牛舎ということなので、この地域、北海道全体そうですけれども、酪農家は多いわけですから、建物解体の事例はいろいろありそうなものだなというふうに思うのですけれども、不適切な申請となったのはこの辺でもこの1件だけなのか。

また、お答えの中では、本来空き建築物に該当するとされている牛舎、こういったものを除去した場合の跡地は、今お答えありましたけれども、簡単に言うと公共的な利用、そういった利用がされることが要件になっているということになると思います。そもそもこのご答弁にもある空き家住宅であるとか空き建築物というものは、町の危険廃屋の対象になっているのかなというふうに思っていたのですけれども、今の町長のご答弁からいうとこれは対象になっていますというように読み取れるのですけれども、ちょっと分かりづらいところもありますので、例えばこの事例でいうと実際どうするのが適切だったのか、分かりやすいご説明をいただけたらというふうに思います。

それと、質問の後半の部分では、本件を含めこれまでも起きている行政ミス等に対する再発防止に向けた取組ということも伺っております。例えば近年の大きなものでいうと、地方自治法違反であるとか交付税の算定ミス、こういったことも起きています。ですから、補助事業だけではなくて、町民に対する行政サービスの中でもこれまでも様々な不手際等で町民の方々にご迷惑をおかけしてきた経緯があると思います。その点最近でいうと、それでも1年近く前にはなるかと思いますが、今年の2月でしたか、保健福祉のほうで児童手当の関係だったかなと思うのですけれども、申請が遅れて、対象者に何か月も遅れて支給されることになったというものがあつたかと思いますが、最近も何か似たようなことが起きていたというふうに聞いたのですけれども、この事実関係であるとか、事実だとしたらどのように対応されているのか。また、こういったことに対する再発防止の取組についてはどのような状況でしょうか。取り組んでおられるとしたら、それは効果があると言えるのか、この点についても再度伺います。

○議長（村山義明君）　小林町長。

○町長（小林生吉君）　まず、この件に関する情報も私ども新聞の報道しか情報としては今の段階でなくて、少なくとも北海道で本町を含む5町村がこの問題があつたというふうな報道になっています。宗谷管内については中頓別町のみということであります。

それと、先ほどの説明ちょっと分かりにくくて申し訳ありませんでしたけれども、本町の危険廃屋の解体撤去の対象については、国でいう不良住宅、不良住宅というのは直ちに壊さなければいけないというようなものであって、空き家住宅というのは空いているけれども、住める状態というか、そういう建物、あと空き建築物というのは同じように住宅ではないけれども、まだ使える建物というふうに理解をしていただければいいかなと思いますけれども、本町の制度は基本的に危険ということではあるけれども、空き住宅であつた

り、あるいは牛舎なんかの空き建築物についても補助対象にしている条例だと。ただ、国の補助としてはそれは該当しないと。後者のほうは該当しないというような形になっているので、そういう意味からいうとどう補助申請すべきだったかということに関しては、その1件を申請してはいけなかったということに尽きると、牛舎については。ということです。

あと、再発防止に関して、すみません、過去の分の対応等について漏れていましたけれども、基本的には業務に関してチェック機能を適切に働かせて、1人の担当者がミスをしたとしても決裁等の段階でそれらのミスに気づけるような、そういうチェック体制を構築していくということが基本で、それは日々の仕事の精度を上げていくということで、職員に心がけてもらうようにしています。ただ、今実際に懲戒処分もあったようなミスが完全になくし切れていないというのも現状としてはあります。1人の職員が担当する業務が多岐にわたり、またそれをチェックする職員の業務もさらに多岐にわたるものをチェックしなければならないという中で、なかなか気づけなかったり、対応が遅れてしまったというようなことも事実としてあります。基本的には、職員一人一人が業務に関するスキルを上げて、こういったミスを生じないようにしていけるような体制にしていかなければならないというふうに思いますけれども、それだけではなかなか限界があるので、今デジタル化ということ、庁内でも今デジタルトランスフォーメーションに関する職員の研修等も行って、それらを推進していこうという考え方にあります。基本的には職員のスキルが重要ではありますけれども、職員の経験とか知識に依存しないような、そういうシステムの導入も行った上で、今後そういうミスが生じないような執務体制、業務体制を構築していくように努力をしていきたいというふうに考えています。

もし漏れていればご指摘ください。

(何事か呼ぶ者あり)

○町長(小林生吉君) 申し訳ありません。先ほどあった障がい者の関係の手續なんかで前に職員の懲戒処分もありました。その時点で一定の件数があつて、それらの対応については一覧表を整理して、どこまでその手續が進捗しているかとかということもチェックできるような体制を講じて、それ以降の再発がないようにということで進めてきている経緯はあるのですが、残念ながらやはりまだ見落としとかそういったことが発生しています。それらについては、経験のあるほかの職員がサポートする形で、今早急な対応を取って解消しようとしているところでありまして、これらも整理がついた段階でまた問題点を整理しての処分の協議というようなことも必要になってくるかなというふうに考えているところです。信頼できる行政として確立するまでにちょっと時間を要しているところでありますけれども、先ほど申し上げましたように、再発防止ができる体制づくりについてはしっかり検討してまいりたいというふうに考えているところです。

○議長(村山義明君) 宮崎さん。

○4番(宮崎泰宗君) 空き家のほうの関係については、町長にさらに詳しくお答えいた

だきまして、分かりました。町のほうも同じぐらいの情報しかないということはちょっと驚きましたけれども、分かりました。

今伺った最後の部分、町もそのことについては対応されているということなので、ぜひ町民の方に少しでも早く支給されるとか、そういった対応を取っていただきたいなと思います。中頓別町がいろんな事業を着手している中で、やっぱり最優先されるべきは住民サービスだと思います。これがおろそかになっているとしたら、行政内部の立て直しであるとか住民サービスを停滞させない体制づくり、職員配置であるとか適材適所、職員一人一人の状況の把握、行政として新たな事業等以前に優先されるべき住民サービスという仕事、そこに説得力であるとか信頼の回復、ここに重点を置いて、ぜひ力を入れて町民の皆さんに迷惑をかけないような体制、行政を目指していただきたいなというふうに思います。

この質問については以上とさせていただきます。

○議長（村山義明君） ここで昼食のために議場の時計で1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

引き続き、一般質問を続けます。

宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） それでは、3問目、第8波に突入し、本格的な冬を迎えることへの備えについてということで、新型コロナウイルスの関係についてお伺いしたいと思います。

新型コロナウイルスの感染状況は、再度拡大に向かっており、全国では再び1日の新規感染者が10万人を超える日も確認されていることから、既に第8波に突入したとの見方もある中、特に北海道での感染拡大が顕著であり、最も感染率が高い状況にあると言えます。11月15日には1日の新規感染者数が初めて1万人を超え、29日には死者数で過去最多の58人、前週との感染者数の比較においても増加に転ずる日が多くなっており、その後も1万人近い感染者が確認されるなど今も高い水準となっています。宗谷管内でも11月23日に過去最多となる126人の感染が確認され、市中感染の拡大が指摘されており、中頓別町でも病院、福祉施設でのクラスターの発生などから感染者の確認が続いていると思われませんが、どのような状況でしょうか。

クラスターについては、前回質問時の長寿園養護部分での発生が本町では初めての認定となりましたが、その後も病院、特養、厚生園など第6波までは感染者があまり確認されていなかった重症化リスクの高い施設で第7波から現在の第8波にかけてクラスターが相次いでいる要因、今後の対策等についてはどのように考えておられるでしょうか。

また、感染や発症、重症化等を防ぐとされるワクチンの効果が疑問視されてきているこ

ともあると思いますが、接種希望者の減少などによるワクチンの廃棄についても全国的な問題となっており、現在の5回目接種までのワクチン接種、廃棄の状況についても伺います。中にはクラスターの発生に関連して、本来であれば優先的に接種を行える施設職員が早くから希望していてもなかなか接種を受けられない対応もあったようですが、陰性の方に対してであれば矛盾しているように感じます。クラスターが発生している施設のワクチン対応についてはどうなっているのか。

新型コロナウイルスの再拡大に加え、本格的な冬を迎えたことにより屋内で過ごす時間が増え、燃料などの出費も増えていくと思いますが、先日の臨時会では非課税世帯分として約1,700万円、長寿園、厚生園に対しては合計で約480万円が物価高騰に対して支援されることになりましたが、該当しない世帯や他の民間企業に対する支援等は考えられないのか。他の自治体では、独自に対象を拡大しているところもあると思いますが、この点についてもいかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 宮崎議員の新型コロナに関する質問にお答えをしたいと思います。

国や北海道は、感染拡大防止への対応として、今秋以降の感染拡大が今夏のオミクロン株と同程度の感染力、病原性の変異株によるものでなければ新たな行動制限は行わず、社会経済活動を維持しながら、高齢者等を守ることに重点を置いて感染拡大防止措置を講ずることとしてきました。その影響により全国的に感染拡大につながり、本町でも8月以降感染者が増加傾向にありました。ただ、町としては、感染拡大の抑え込みを図るため、独自の対応として感染者の了解を前提に行動履歴の聞き取りや独自のPCR検査、抗原検査を実施してきました。この感染状況が少なくとも第7波が収束するまでの対応としてきましたが、収束する間もなく第8波に突入したことで、引き続き第8波が収束するまではこの対応を取っていききたいというふうに考えています。

病院の感染状況につきましては、10月7日に入院患者5名と職員1名の陽性が確認され、クラスターと認定され、10月29日をもって収束をしています。また、福祉施設では、養護老人ホームのクラスターが9月18日で収束した後、特別養護老人ホームで10月17日に職員1名の陽性が確認された以降、10月28日までに職員5名、利用者1名の感染が確認されたためクラスターと認定され、11月23日をもって収束となりました。障がい者施設では、10月24日に男子棟から利用者1名の陽性が確認された後、26日に職員1名と利用者6名の感染が確認され、クラスターと認定されましたが、11月24日をもって収束となっております。さらに、11月21日に女子棟職員1名の陽性が確認された後、25日までに職員2名と利用者3名の陽性が確認され、クラスターと認定されましたが、12月14日をもって収束をしています。また、第1、第2グループホームの感染状況では、11月15日に入居者1名の陽性が確認され、その後11月19日までに職員1名、入居者5名の陽性が確認され、クラスター認定となりましたが、12月12日でクラスターの収束となっております。まちなかのグループホームでは、11月19日に

入居者1名の陽性が確認されましたが、それ以降は陽性者は確認されておりません。

クラスターの発生の要因としましては、複数人の利用者が共同生活をするという施設そのものの性質もありますが、利用者と職員との接触が避けられないため、職員、利用者のどちらかが感染しても双方に感染させる可能性が高くなるというふうと考えられます。感染をさせない、うつらないためにも職員の感染対策を徹底し、施設内にウイルスを持ち込まないようにすること、また施設内で感染者が発生した場合は速やかに感染者の隔離を行い、濃厚接触者を特定し、ゾーニングなどの対策が必要であると考えられます。

5回目のワクチン接種については、4回目のワクチン接種を終え、5回目のオミクロン株対応2価ワクチンの接種対象者は801名ですが、そのうち接種済みの方は12月7日現在で571名、接種率が71.3%となっております。また、オミクロン株対応2価ワクチンは、感染予防、発症予防、重症化予防の効果が得られると言われており、全町民が接種できるようにワクチンを確保しています。ワクチンについては、1回分のワクチンも無駄にしないようワクチン接種の人数を調整しながら行ってきていますので、当日キャンセルで数回分の廃棄があったのみとなっております。

クラスターが発生している施設でのワクチン対応ですが、施設職員の接種日を取りまとめ、接種できる体制でいきましたが、施設内でクラスターが発生したことで、クラスターが収束するまでは一旦保留にしてきました。しかし、クラスターの収束まで期間が長期になるため、現在は施設内で最後に感染した方の療養期間が終了した時点でワクチン接種ができるような体制を整えているところであります。

物価高騰の支援については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の重点交付金と位置づけて、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を目的とするものであります。国として効果的と考えられる推奨事業メニューが示され、その趣旨にのっとり活用することが前提となっております。今回の支援については、生活者支援では非課税世帯に対する支援と事業者支援では社会福祉施設に対する支援でしたが、町独自の支援については、先ほど東海林議員の質問にもお答えしたところでありますけれども、国の補正予算、これまで受けた分の交付金の執行状況を見つつ、町の単独分も上積みした上で検討していきたいというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 町内のコロナウイルスの感染状況等についてお答えをいただきました。内容的には、質問についてもご答弁についても少し前の状況になるかなと思います、直近ということではなくて。この点、今日町長からも行政報告がまた新型コロナウイルスに関するものがありまして、内容としては私が少し驚いたのは、部分的にしか何人感染しましたとかということ把握できていない側からすると、この3か月で138名の感染が町内で確認されている。感染者以外の方での恐らくPCR検査等々で、これも186名ということで、合計するとこんなになっているのだなという印象を受けました。最初の頃の1人、2人と比較すると、激増しているというふうなぐらいの人数の差があるのかなと思

います。これまでも拡大することは過去にもありましたけれども、やっぱり今回が一番多いのかなというふうに感じております。

クラスター等の影響もあるかなと思いますけれども、特に以前の第6波と言われる時期までは施設内での感染拡大、クラスターというようなことには本町はなっていなかったのですけれども、第7波に入って初めてクラスターが確認されてから今の第8波にかけて、いわゆる重症化リスクが高いとされる、また町内でも警戒感の強い対応が取られてきた病院であるとか福祉施設、こういったところが軒並みクラスターという状況にあったかと思えます。今現在でいうと、少しそういったところについては落ち着いてきたのかなという印象もあったのですが、その後長寿園のほうでもまた感染者が確認されたであるとか、本当に直近でいうとこども園について、聞いたところによると12日までに9名の感染が確認されているということなので、これもクラスターということになるのではないかなと思ったのですけれども、また当然小学校であるとか中学校、家族がいるところに波及しているでしょうし、防災無線のほうでの放送もありましたので、病院の職員の方にも影響をして、再度電話診療というような対応が取られるようになったというのが恐らく最新の状況なのかなというふうに思います。

地域的なことでいうと、北海道でいうと最近はこの週の同じ曜日と比較してマイナスという日が増えてきていますけれども、昨日なんかもそうですけれども、マイナスといってもほとんど減っていないような減少というような高止まり状態になっていて、極端なのは日曜日の発表人数を見ると、宗谷だとゼロとか1とかというような、今の状況からするとそうでしょうというような人数になるのですけれども、これが昨日宗谷管内は161人の感染ということで、宗谷管内だけが過去最多を更新するというような状況でした。宗谷で100人を超えるようなことにはならないのではないかなというふうに言われているようなところもあったと思いますけれども、今となっては100人超えが当たり前のような状況になっているかなと思います。この点、子供たちが通う学校などの施設であるとか家庭内、もともとコロナウイルス自体は大人の間で広がってきたものと思うのですけれども、これに加えて子供たちの間で感染が広がるようになって、拡大しているというのが全国的な今の傾向でもあると思いますので、これは致し方ない部分もあると思うのですけれども、その施設、町内でも強い対応を取っているとされてきた高齢者の方々が多く利用されている施設で感染が広がるようになってきました。重症化リスクが高いということは、命の危険も高いということになると思います。ただ、利用者の方々は外との接触というのは基本的にはほとんどできていないと思いますので、利用者の方がどこからウイルスをもらってきて感染源になっているという可能性はほとんどないと思います。この点学校などは違って、大人なのか、子供なのかということではなくて、やはり施設の職員方の体調管理などの徹底というのが非常に重要だと思うのですけれども、こういった対策の見直し等の状況について、利用者の方々、その家族の皆さん、より心配されるころだと思しますので、今後も再度の感染拡大というようなことを防いでいけるような体制の変化などはあるのか、

この点お伺いできたらと思います。

それと、関連してワクチン接種の状況についてもお答えいただいております、ちょっと前後しますけれども、クラスターということに限らずその施設内で感染者が確認されているときのワクチン接種の対応については、現在は施設内で最後に感染した方の療養期間が終了した時点で接種できるような体制ということで今お答えいただきましたけれども、これってクラスターの収束とどれくらい違うものなのでしょうか。日数的には、素人目から見るとほとんど違いがないように感じたのですけれども、これについていかがか。加えて感染者が確認されているときには、その施設内の方々はPCRであるとか抗原検査、陰性確認のために皆さん何回か受けられるような対応が取られていると思うので、感染する可能性が実際高い状況にあるということを考えたら、陰性が確認されている方々については、そういった期間内であってもワクチンを接種してしまうというような対応のほうが理にかなっているように思えるのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

また、ワクチンの廃棄の関係について、これもお答えいただいております、内容からするとこれまででも当日キャンセルの数回分のみということなので、これは人数に合わせて解凍したけれども、使われなかった分ということだと思うので、全国的に問題になっているような接種希望者の減少によって、冷凍されたまま期限を迎えることによる大量廃棄というようなことにはなっていないということになるかと思うのですけれども、これまで対象者分を用意されてきているという中で実際接種された人数を見ると、正直回を追うごとに対象者と接種済者との開きが増えてきているというふうに思います。接種率が下がってきているということです。こういう状況に少しずつなってきていると思うのですけれども、今のところ単純に余って期限切れとなったワクチン廃棄というのは一切起きていないということでもよろしいでしょうか。また、今のままだと今後廃棄になるワクチンは出てくるのか。あるとすれば、そういったことをお伝えすることも今後の接種希望につながる可能性もあると思いますので、この点についてもお伺いできたらというふうに思います。

それと、もう一点、生活支援の関係で、これは先ほど東海林議員も先に質問されていて、町長とやり取りされていた部分、恐らく前にも東海林議員も町長も触れられていたと思うのですけれども、自治体によっては、例えば今回の物価高騰の対象についても近隣でいうと稚内市では非課税の方だけではなくて、住民税均等割課税までは対象とする、これは稚内市は前の支援金なんかでも行っていたと思いますので、個人への支援については東海林議員もおっしゃっていたようなもう少し対象が広がるような検討を私もお願いしたいなというところなのですけれども、加えて先日の臨時会でいうと物価高騰支援については南宗谷福祉会、長寿園、厚生園、ここについて、法人としては1件ということになりますけれども、約480万円の支援が通っているわけなのですけれども、事業者ということでいうと非常にこれについても限定的だなというふうに思います。

そういう中で、町長も御存じかもしれませんが、今年に入ってからですか、実際それまではそういった理由でというのはなかったのではないかなと思うのですけれども、

コロナ禍の影響というのを実際に受けて閉店をするという飲食店が、もしかしたらこの後また出てくるような話も聞いていますけれども、そういった影響で2件ほど閉店をするということになってしまうのではないかなと思うのです。この事業者、民間企業に対する支援であるとか、実際コロナの影響で中頓別町でも閉店なりするところが出てくるということについて町長はどのように感じて、考えておられるか、この点についても再度お伺いできたらというふうに思います。

○議長（村山義明君） 西巻保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（西巻俊英君） 私のほうからお答えできる部分はお答えしたいと思います。

まず、施設の人たちの対策の変化ということだったかと思うのですが、施設の方たちは例えば濃厚接触者に当たるような状態になっても、毎日の抗原検査をもって毎日仕事に従事することができるということになっているのですが、施設の方たちはそうならなくても最近では毎朝抗原検査をして仕事に当たられているというふうに聞いております。

クラスターの収束の期間と感染者の療養期間の開きということなのですが、今現在、お答えにあったかと思うのですが、療養期間をもってそのグループというか、例えばそういうグループホームとかだったら、そういうところが収束すれば接種できるというような形になっています。ただし、収束期間、いわゆるクラスターの収束というのはさらに10日間の猶予をもって見ているというところで、10日間の差があるというふうに言えます。なので、ワクチン接種に関しては、かなり早く、10日間早く打てるということになっています。当初は収束期間というところでやっていたところがかなり早まっているという対策になっています。

ワクチンの廃棄についてなのですが、現在使っているオミクロン株対応の2価ワクチンに対しては、町長の答弁のとおり、当日キャンセルで、探したのですが、どうしてもなくて廃棄したという数回ということなのですが、実は以前から使っていた2価ワクチンではなくて1価ワクチンのモデルナのワクチンであるとか、あと最近出てきていたノババックス、武田のワクチン、それについては配分を受けていて、期限が近づいてきたときに、もちろん廃棄するということはとんでもないことなので、何とかほかのところに融通できないかという相談を道のほうにしました。そのときに期限は延びるかもしれないので、まず保管してほしいということと、あとその後も融通はしなくていいというふうに言われております。武田のワクチンも同様です。

あと、接種率の低下はなぜなのかということなのですが、我々接種率の低下に関しては、回を追うごとにというお話だったかと思うのですが、やはり新しいワクチンになると皆さんどうなのだろうということで少し二の足を踏まれるというところがあったりですとか、あるいはあまり公表されてはいないところなのかもしれないかもしれませんが、コロナの薬が普及し始めている、病院の。今市販もされていくという話もありますが、そういったこともあり、やや安心感が出てきて、議員のおっしゃったような皆さんの危機感がやや下がっているの

かなというところもあって、接種率がだんだんと下がっているというような現状はあると思いますが、今後、集団接種はもう終わったのですが、病院の接種、個別接種での申込者がまだまだ入ってきているので、接種率は上昇していくというふうに思われます。

私からは以上です。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（小林生吉君） ワクチン接種等々について、なかなか事務作業も大変なところはあるのですけれども、必要なところに少しでも早く接種が完了できるような体制ということ等を常に考えて仕事をするように進めていきたいというふうに思います。

ワクチンの接種率、全国的な状況から見るとまだ本町は高いと思いますけれども、なお接種率が高くなるように呼びかけを継続していきたいと思います。

最後に、生活者への支援の関係でありますけれども、先ほども答弁したように町として独自の対策というのを今後しっかり検討していきたいということでもあります。特にコロナ禍の中で飲食店が閉店したということについては、本当に私も閉店のお知らせが入るまで全然状況を知らなかったというところでありまして、大変残念な思いをしています。皆さんが外で食事をするという機会そのものが減ってしまっているところもあると思いますので、今後町内の購買や飲食を喚起するというような対策についてもしっかり継続していかなければならないという思いをしているところであります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） もう少しお話ししたかったのですが、ちょうど時間となりましたので、今回の私の一般質問については以上とさせていただきます。引き続き、感染拡大防止と一緒に努めていけたらなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（村山義明君） これで宮崎さんの一般質問は終了しました。

先ほど申し遅れましたけれども、細谷議員が今日昼からと明日15日欠席届が出ております。許可しております。

それでは、引き続き受付番号5番、議席番号6番、星川さん。

○6番（星川三喜男君） 受付番号5番、星川です。最後の質問者となりましたので、手短かにいきたいところなのですが、ちょっと時間をお借りいたします。

まず、1点目、介護医療院についてお伺いします。今年7月1日付でスタートした介護医療院ですが、これまでの医療院の経過内容を町民に知らせることがなかったと思いますので、今回あえて町民に伝わるように質問したいと思います。

それでは、1点目といたしまして、現在医療院のスタッフは全員で何名おられるのでしょうか。

2点目、7月1日、スタート始めの入居者、要するに入院患者は何名で、それから現在は何名入っているのかお伺いいたします。

3点目、今後の入居者の予定者数はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 星川議員の介護医療院に関するご質問にお答えをしたいと思います。

現在の職員は10名で、看護師3名、介護職6名、うち介護福祉士が4名と介護助手が2名となっていて、ほかに介護支援専門員1名となっています。介護医療院としては必要定数を満たしていますが、一方で病院の看護助手が2名しかおらず、1名が不足となっていてあります。また、介護支援専門員についても採用できずに、現在は従前居宅支援事業所にいた職員から回している状況で、これら不足している職員について現在も募集を継続しているところであります。

入所者の関係ですが、開設した7月1日は病院から移行した4名の入所者でスタートしました。7月中に長寿園から4名、8月に他院から1名、9月及び10月に長寿園から各1名、11月も長寿園から3名が移行しています。なお、入所後に介護医療院で5名の方が亡くなっておられるということで、現在は男性4名、女性5名の9名となっております。

今後の入所につきましては、病院から病状回復後の移行待ちで1人、当初から移行しようとしていた中でまだ保留になっている方が2名、長寿園からの移行検討者10名、特養7名、養護3名がいらっしゃいますが、こうした中から順次調整して入所を進めていくこととしております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） それでは、再質問に入らせてもらいます。

介護医療院の16床のうち、7月から現在まで一回も満床になっていない。これはなぜでしょうか。当初の考えでは、既に満床になる計画ではなかったでしょうか。スタート前からいろいろと聞き取りの中で、患者とスタッフとの間で溝があって、なかなか入所を希望する人がいなかったという報告もそれなりに聞いておりますので、そのところも改善されているのかお伺いします。

医療院の収入は、入所者の介護医療費で賄うと言っていたと思いますが、収入がなく、経費が大幅にかかると思いますが、既にこれは赤字経営だと私は思います。民間の施設だとしたらもう完全に倒産していると思いますが、今後どのように考えているのかお伺いいたします。

また、勤務体制についてお伺いしますが、通常勤務、要するに日中の勤務人数は何人でしょうか。それとあわせて、夜間の勤務はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 後から事務長のほうから補足をしてもらいたいと思いますけれども、介護医療院が16床で、空床が続いているという状況については、当初の想定ではしていなかったというところでありますけれども、残念ながら現状そういった状況であります。これについては、幾つかの原因があるというふうに思っていますけれども、その中でも我々として反省しなければならないのは、やはりスタッフの確保やそれに伴う準備、そ

ういったところが十分ではなかったかなというふうに感じていて、特に入所を想定していた方や家族において、結果入所に至っていないというような状況も生まれているのが実態だというふうに認識をしております。これらについては、体制を整備した上で順次先ほど申しあげましたように入所につなげていくように改善努力をしているところでありますので、ご理解を賜ればというふうに思います。

あと、介護医療院の運営に関してでありますけれども、赤字経営というご指摘がありました。病院全体として急性期の病床と介護医療院の両方を組み合わせて、何とかそれ以前よりは経営が悪くならないような状況を維持しながら、次の段階に移行できるように運営していきたいというふうに考えているところでありますけれども、今段階では病院全体としても前年と大きく悪くなるというような状況ではなく推移をしているというふうに認識しています。この先外来の関係とか、今も電話等の対応しかできないというような状況もあったりするので、まだ見通せないところはありますけれども、介護医療院と通常の病床と一体で、それ以前より悪くならない状況を確保しながら運営をしていきたいというふうに考えているところです。

あと、勤務体制等については、事務長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 西村国保病院事務長。

○国保病院事務長（西村智広君） 質問にお答えいたします。

まず、今現在で満床になっていないという部分のご質問に対しては、一応順次利用者家族と調整はしてはいるのですが、移行に当たってのメリットが見えないですとか、ご本人が長寿園のほうが気になっていて、移行したくないという本人の気持ちなど理由は様々なのですが、お声をかけさせていただいた家族の方に同意を得られなくて保留状態になっている方もいらっしゃるしまして、日々状況を見ながら再度お話をするような形で、満床に向けて取り組んでまいります。

それで、以前定例会のときに家族に説明する際に説明が不十分ではないかという意見があった以降、制度、仕組みについては介護支援専門員、あと医療的な部分については看護師長等が入って、医療と制度をきちんと理解できるような形で説明できるような体制を取って、基本2名で家族に説明するような形で、状況をきちんと把握してもらえるように改善してきております。

2つ目の勤務の体制なのですが、日中の勤務については、シフトにもよるのですが、看護師が日勤帯2人から3名、助手が同じく1名から3名ということで、日勤帯の看護職の配置については以上のようになっているのですがけれども、夜間帯につきましては介護医療院側の看護師については人員換算上夜勤はできないということで、病院側の看護師2名と介護医療院側の介護福祉士、または看護助手のほうで夜勤に入る形で、3名で夜勤体制を取っております。

以上です。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） それでは、再々質問をさせていただきます。

今の事務長の説明ですが、夜間勤務で看護師がつけられないということの説明ですが、それでいいのですか。つけられないときは、今は病院のほうからということなのですけども、これは経理上どうなのでしょう。一事業者となれば、病院の事業と医療院の事業とではやっぱり単体で、別個別個に経理するのが普通ではないのですか。夜間の看護師が医療院のほうに来て勤務するということになる、どこからどういう形でお金が出ていくのか。勤務状態がはっきり分からなくなるでしょう。そこら辺今後どのような形で、監査委員もいますからあれですけども、はっきりと給料明細といいますか、そこら辺で変わってくるのでなかろうかと私は思いますが、今後ずっとこういうシステムで夜間体制をしていくのかお聞きします。それであれば、もっとスタッフを確保して、介護医療院の職員として夜間勤務をすべきだと私は思いますが、そこら辺どうでしょうか。

それと、当初の入所者が結構断りが来たというのは、私も前回の定例会で言いましたけれども、要するにスタッフ間同士の意見の違いなのです。今そこら辺は大分すり合わせて、いい方向に向かっているとはいいますが、常々その2人の意見が、入所者にすればやっぱり迷うのです。システムがよくても説明する人の意見によって、ちょっと考えてしまうなということになります。今後も統一した意見を持って説明しなければ、入居者の家族がやはり医療院よりか長寿園のほうがいいよとなります。ですので、今後ももっともっと手引を、ちゃんとしたマニュアルどおり進めていくのが私は筋だと思いますが、その点についてもお伺いします。

○議長（村山義明君） 西村国保病院事務長。

○国保病院事務長（西村智広君） まず、1点目のご質問なのですが、介護医療院側の看護師から夜勤者を出せないのではなく、病院と介護医療院が併設状態ということが生かされて、介護医療院に3名看護師を配置しているのですが、夜勤帯については介護医療院上病院との兼務ができるということですので、看護師2名で通常の病院でいくと大体入院患者40名ぐらいは見られるという計算になりますので、その部分のメリットを生かして、夜勤のほうは病院から兼務として夜勤についていただいて、介護医療院側のほうは日中の要件、看護師1に対して6人という部分をクリアさせるための最低限の人員で、メリットを利用しながら兼任、薬剤師とか理学療法士、また医師もそうなのですけども、そこら辺兼任という部分で、併設の部分についてはそういう運用ができるということなので、足りなくて夜勤を出さないとかそういうわけではないので、その部分ご理解いただければと思うのですが、あと2つ目の質問についてですが、2人の説明の内容がちょっと食い違っているのではないかとということがお話があったと思うのですが、以前やはりそこら辺あったのかもしれないのですが、そこら辺話の差が生じないように利用者、また家族にご説明するパンフレットを作成しまして、それに基づいて説明するようにしてからは、家族からこういう部分が分からないとかという質問がかなり減ってはいるので、今後もさらにそこら辺を工夫しながら、家族のほうにご説明していきたいと考えております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） この点につきましては再々質問が終わりましたので、質問はしませんが、これは独自の事業だと思いますので、本来であれば単体で経理するのが私は普通ではないのかなと思いますが、ちょっと疑問は残って質問を終わらせます。

それでは、2点目について、観光事業についてお伺いします。観光事業につきましては、私よりか前に質問された方からも出されたと思いますので、重複しないように質問させていただきます。

観光事業について。1, 452万円の予算をつぎ込んで中頓別町観光施設再整備基本計画を作成しましたが、その計画書や事業内容が伝わってきませんが、今どいようになっているのかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（小林生吉君） 星川議員の観光事業に関するご質問にお答えしたいと思います。

中頓別町観光施設再整備基本計画、これは令和元年度でありますけれども、平成28年度に策定した観光振興計画に基づき老朽化している敏音知地区の観光施設の再整備について検討してきています。検討の内容としては、特にピンネシリ温泉施設の再整備をテーマに利用状況や町内の入浴施設、ピンネシリ温泉と黄金湯の損耗状況の調査、利用者、関係者との意見交換を踏まえた整備案をまとめています。意見交換の中では、敏音知地区に再整備する場合、利用ニーズや採算性の課題があるため、市街地にコミュニティー施設を設けて地域の活性化を図るほうがよいのではないかと。また、入浴施設は残してほしいなどの意見をいただいているところです。計画では、意見も踏まえて敏音知地区での再整備案のほかに中心市街地にコミュニティー機能を中心とする施設整備を案としています。施設の再整備につきましては多様な意見があることから、建設費用や維持費なども考慮が必要なことから、計画案を基に地域の皆さんと方向性を協議していきたいというふうを考えています。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） それでは、再質問させていただきます。

私の手元に莫大な経費をかけて作った基本計画書があります。その中から何点かお伺いしたいと思います。このように多額の経費で基本計画を策定したものですから、常に方向性を検討しなければならないと思いますが、今まで何回、どのような検討会を重ねてきたのか伺います。

また、この計画書の中に、これも議員の中でも話題になりました。ピンネシリ温泉、今ある温泉を撤去し、サウナ施設にすると。そして、町の中に温浴機能、宿泊機能などを持った複合施設案などがありました。今後どのようなことになるのか伺います。先ほどの一般質問の中でも宮崎さんの旧開発跡地の候補地に私は前々から言われていた温浴機能、宿泊機能などの複合施設が建つのかなど。議員も何人かそう考えている方がおりましたが、その跡地もまだ利用方法が検討されていないということが今日分かりましたので、この件

について今後どのようにビューローとして、また観光まちづくり推進室として考えているのか、お伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 確かに多額の経費を費やしてまとめた再整備の基本計画でありますけれども、その後の検討について十分に進んでいないということについては率直に認めたいというふうに思っています。これをベースにして、実施に向かって具体的に協議をするには至っていません、現在まで。これは、コロナが挟まったことのせいにするものではありませんけれども、改めてコロナを経て、その当時捉えていた観光の将来像と今現在の考えられるものが一致しているというふうには言えないのではないかというような気がしています。もう少しこの点については、今後コロナが終息して以降観光に関する情勢がどのように変化していくのかということも見極めて、そのとき考えた計画どおり進めることがいいのかというようなことをちゃんと検証する必要があるのではないかというふうに考えています。ですから、構想は一つのたたき台となる案の提示、もう少し踏み込んだ当時としては実現可能性ということも踏まえて、幾つかの選択肢の中から報告書としてまとめている形式になっていますけれども、改めてその案をないものにするということではもちろんありませんけれども、そのときの検討とそれから今日までの状況の変化などをしっかり分析、評価した上で、できるだけ早く観光施設の問題に対する答えを出していかなければならないというふうに思います。少なからず当時はもう少し努力をすることによって、一定の観光客を引き寄せていけるとすることも念頭にあっての整備ですけれども、果たしてその見通しが今後も成り立つのかというところの検証が一番重要だというふうに認識しています。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） それでは、今の町長の答弁をお聞きしたところでまた再々質問させていただきます。

この質問の中で、高橋議員からの質問もありましたけれども、現在の温泉のボイラーが壊れて使い物にならなくなったらどうするのですか。風呂があるから、今泊まり客ではないのですけれども、結構ピンネシリ温泉に素泊まりしている方がおられると思います。温泉がなくなったら、あそこは誰も活用してくれないと私は思います。そうであるのであれば、ボイラーを改修して、新しいボイラーに取り替えるか、やはりピンネシリ温泉に温泉をなくしてはあの地域が成り立っていかないというのが私は現実だと思えます。敏音知地区の方々もそれは望んでいないことであるでしょうし、あそこに道の駅があって、ビューローのスタッフ全員があの一画で仕事をしております。仕事をしやすいためにはピンネシリ温泉をもっともっと復活させて、新しいボイラー等に買い換えて、やっぱりあそこは売りは温泉です。それをなくすような形は、私は取ってもらいたくないと思います。

それと、1点、町長と伺いますか、ビューローの代表、小林生吉さんにお伺いしますけれども、議員数名からもこれは言われているとおり、社長の座は小林生吉がやるべきもの

ではないと思います。やりにくいでしょう。中頓別町長、小林がビューロー代表、小林に助成する、そういったことは絶対あるべきものではないと思っておりまして、私はこの春に役員改選をし、社長の座を誰かに引き受けてもらったほうが行政としてもやりやすいのではないのかなと思っておりまして。これは、私以外にも数名の議員もそう思っているところですので、再度そこら辺を検討してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 温泉のお話ありがとうございましたけれども、温泉についてはボイラーの老朽化という問題ももちろんあるのですけれども、もう一つ、建物自体が致命的なひび割れとか、そういうのがあって、水漏れとか、そういうような状況にあって、単純にボイラーを入れ替えるという話では済まないのかなということです。ろ過器の関係も新たに設置する場合は浴槽ごとということになって今なっているということですので、仮にボイラーを取り替えるにしても、今温泉と水風呂と普通のお湯とある箇所に対応するとすると、相当な費用がかかる話だというふうに思います。ただ、先ほどの計画の中では、町民の温泉施設は町にという話が強く出ているかなというふうに思います。ただ、先ほども言いましたように当時とまたいろいろ状況も変わっているので、今議員がおっしゃったように敏音知の温泉という選択肢もゼロではないという状況も含めて検証したいと、今後に向けて検討していきたいというふうに思います。この点については、観光に関する識者の方からもやっぱり敏音知から温泉をなくすべきではないのではないかなというご意見もいただいたという経緯もございます。検討したいと思います。

それと、ビューローの代表については、私も決して好んでなっているものではないのですけれども、新しい体制をつくっていく上で人に責任を取ってもらうというのはなかなか厳しいかなと。難しいがゆえに、あえて私が批判を受ける立場に立ったほうがいいのではないかなという認識でいました。この点も本来であれば、こんなに長くとは思っていなかったもので、ある程度順調にビューローが動き出せば人に譲っていくというのは想定していたのですけれども、なかなかその立ち上がりがまだ見えてこないもので、この状況で引継ぎを受ける人も相当大変な思いをされるのではないかなということもあって継続していますけれども、議員のご意見もありますので、その点も今後しっかり検討していきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） よろしく願いいたします。

それでは、最後の3点目でございます。

○議長（村山義明君） 途中ですが、休憩を取りたいと思います。議場の時計で2時10分まで休憩します。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

星川さん。

○6番（星川三喜男君） それでは、最後の質問をいたします。

町長の3期目についてお伺いします。この質問は、私が議員に出させてもらってからどういうわけか節目節目で、星川、おまえが聞けというような雰囲気、今まで何回ですか、5回ですか、聞いてきております。その中で聞いたところいろんなご意見等ももらいながら、次期町長選についてお答えしてもらっておりますので、町長のご決断をお伺いいたします。

町長の2期目は、コロナ対策で本当に大変な2期目で終わろうとしています、町長の町民に向けての公約はどのような結果になりましたでしょうか。また、そこで反省点があるとしたら何でしょうか。その反省を踏まえて、来春の統一選挙、町長選に向けて現時点では町長はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 星川議員の私の任期に関するご質問にお答えをしたいと思います。

私が2期目に当たって所信で述べさせていただいたのは、就任当初から掲げた基本姿勢と基本的な考え方を貫き、より厳しくなる状況乗り越えていくために10項目の重点的な柱に取り組んでいくということを申し上げております。私としては、全て思いどおりに進んでいるとは言えずとも、議会、職員、そして町民の皆さんと共に真摯にここまで取り組んで、その多くを前に進めることができたのではないかとこのように思っています。その中でも地域医療提供体制と地域包括ケアの一体的な改革、見直しは、半世紀近く続いてきたこれまでの仕組みを大きく見直すものでした。完結させるまでまだ時間がかかりますが、大きな決断だったというふうに思っています。幼小中一貫の新しい学校づくり、人生100年の学びの拠点づくりも施設建設に向けて動き出すところまでできています。

反省すべき点、なかなか思いどおりにいけないこともあり、特に観光まちづくりビューロー、先ほどご質問いただきましたけれども、私自身が中心組織の代表でありながら、運営や施設整備の方向性など解決すべき課題を先送りせざるを得ない状況となっています。また、新型コロナウイルス感染症が追い打ちをかけたところもありますが、まだまだ今後を見通せる状況とは言えず、苦慮しているところであります。

来春に向けてのご質問でありますけれども、私自身どうすべきかということをお慮しているところであります。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） それでは、再質問に入らせてもらいます。

ただいまの町長の答弁で来春に向けてどうすべきか熟慮をしているところですが、熟慮とは時間をかけて十分に考えることです。それもいいでしょう。それでは、今回私の一般質問も今まで言ってきましたが、地域医療、介護医療院、観光事業、こども

園の大園庭、それと町長が望んでいたブドウ栽培、そして令和8年4月に開校を予定している中頓別学園といういろいろな課題を山ほど手がけてきました。そこで、3期目の4年間で見通しをつけるのが今後の小林町政の役目、役割ではないでしょうか。本腰を入れて取り組まなければならないと私は思いますが、手がけた以上逃げるべきでないと思いますが、再度お聞きします。今日決断をしてください。今日の朝刊を見て、町長候補、豊富町の町長が2期目に挑戦する。初山別の村長も挑戦するという報道がなされております。今決断しなければ、年明けでは遅いです。今回表明しなければ、小林現町長は出ないのか、それなら私が挑戦するという方もいるかと思しますので、それよりもやはり手がけた以上、私は死に物狂いで3期目で実らすのが筋だと思いますが、私の意見はどうでしょうか。町長、お伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 星川議員おっしゃるように、私なりにこの8年間の中で将来に向かって中頓別町に必要なことについては、しっかり取組を進めてきているというふうに自負をしています。まだまだその多くが道半ばであることも事実であるというふうに認識をしております。こういったことに道筋をつけて、将来若い皆さんが思い切ってまちづくりに挑戦できるような土台をつくっていかなければならないということも私の役割だというふうに認識もしているところであります。決して難しい課題を逃げるようなつもりはございません。私自身も議員に促されてということではありますが、この場をお借りして3期目の立起ということを決意したことを述べさせていただければというふうに思っております。これからまたこれまでも応援していただいている多くの方と議論を交わしていかなければならないと思いますが、私自身の思いとしては、しっかり私が前面に立って次の任期も全うしたいと、していかなければならないという気持ちでおります。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） まさか私の再質問で変えてくれるとは思いませんでした。町長、ありがとうございます。後援会もありますが、後援会よりかはやはり本人です。本人の思いがあるか、ないかで後援会も動きます。町長がやる、3期目に挑戦すると言った以上は、後援会だって納得し、進んでいく決意だと私は思います。また、来年の1月4日の新年交礼会で出席した皆様の前でもう一度大きな声で立起表明を私はしてもらいたいと思っております。町長が表明しなかったら、熟慮断行ですか、熟慮断行とは十分に考えた上で思い切って実行する、これなのです、町長。先頭に立っていく以上は、周りがああだこうだ言ってもやはり自分の思い、自分の熱意が伝わらなければなりません。ここで決断した以上は、来期に向けて今後とも頑張っていたきたいと私は思って質問を終わらせます。ありがとうございます。

○議長（村山義明君） これで星川さんの一般質問は終了しました。

これで一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時22分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第57号

○議長（村山義明君） 日程第9、議案第57号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第57号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、総務課、市本参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 市本総務課参事。

○総務課参事（市本功一君） それでは、議案第57号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案の2ページをお開き願います。議案第57号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について。

職員の高齢者部分休業に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月14日提出、中頓別町長。

それでは、制定の要旨をご説明申し上げます。議案の4ページをお開き願います。制定の要旨、加齢による諸事情への対応、地域ボランティア活動の従事など地域貢献等を想定し、定年退職前に先行的に休業を取得することができる制度であり、地方公務員法第26条の3に規定する高齢者部分休業につき必要な事項を本条例において定めるものです。

取得可能年齢につきましては、令和4年8月10日開催の全員協議会でも質疑がございましたが、国家公務員は平成16年に定年前5年、おおむね55歳として本制度を導入しており、これらに倣っております。なお、平成26年度から国家公務員は年齢の枠づけを撤廃しているところであります。総務省より定年年齢の引上げに即して本制度の導入を促されており、制定するものです。

なお、本制度の概要は以下のとおりとなります。職員の身分は、任期の定めない常勤職員で、職の異動、身分の変動はございません。勤務時間は、通常の勤務時間の半分を上限として休業が可能であり、定員定数上は定員内となります。制度の利用可能年齢は原則55歳以降ですが、情勢に応じて町長が認めればそれ以前でも取得を可能とするものです。諸手当は常勤職員と同様であり、退職手当の率における在職期間の部分休業の実質期間において2分の1を除算いたします。

それでは、条例の内容をご説明申し上げます。議案の3ページをお開き願います。第1

条、趣旨では、地方公務員法第26条の3で規定する高齢者部分休業に沿って制定することを規定。

第2条、高齢者部分休業では、第1項で部分休業できる範囲及び休業の時間単位を規定、第2項では条例で定める年齢を55歳と規定し、国家公務員の年齢枠づけの撤廃に基づき、ただし書にて町長が認める場合にはこの限りでない旨を規定。

第3条、高齢者部分休業取得中の給与では、暫定再任用における手当の支給の制度を含める必要があり、改めて減額の計算方法を規定。

第4条、退職手当の取扱いでは、勤務をしなかった期間において2分の1に相当する期間を除算することを規定。

第5条、承認の取消し、または休業の短縮では、業務の処理において困難が生じた場合には当該職員の同意を得て承認の取消し、または時間の短縮ができる旨を規定。

第6条、休業時間の延長では、公務に支障がない場合は休業時間の延長が承認できる旨を規定しました。

附則、この条例は、令和5年4月1日から施行するものとし、定年引上げに係る各条例と施行期日を統一するものです。

以上、簡単ですが、説明といたします。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第57号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号

○議長（村山義明君） 日程第10、議案第58号 職員の降給に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第58号 職員の降給に関する条例の制定について、同じく総務課、市本参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 市本総務課参事。

○総務課参事（市本功一君） 議案第58号 職員の降給に関する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案の5ページをお開き願います。議案第58号 職員の降給に関する条例の制定について。

職員の降給に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月14日提出、中頓別町長。

それでは、制定の趣旨をご説明申し上げます。議案の8ページをお開き願います。制定の要旨、地方公務員法の改正に基づいた職員の定年等に関する条例の一部の改正に伴い、管理監督職務上限年齢制や60歳に達した職員の給与7割措置の開始により本人の意に反する降給が発生することとなることから、総務省の通知において職員の降給に関する条例の制定が求められ、制定するものでございます。

それでは、条例の内容をご説明申し上げます。議案の6ページをお開き願います。第1条、目的では、地方公務員法に基づき職員の意に反する降給に関して必要事項を規定することを規定。

第2条、降給の種類は、第3条で掲げる事項に即する降給、あるいは降号と定年引上げに係る管理監督職務上限年齢による降任のための降給の2種類がある旨を規定。

第3条、降給の事由では、管理監督職務上限年齢による降任による場合のほか、以下の各号による場合とする旨を規定。

第1号、アでは、法第28条第1項第1号の人事評価、または勤務の状況を示す事実を照らして勤務成績がよくない場合を規定、イでは法第28条第1項第2号の心身の故障のため職務遂行に支障があり、またはこれに耐えられない場合を規定、ウでは法第28条第1項第3号の前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合を規定。

議案の7ページを御覧ください。第2号では、法第28条第1項第4号の職制もしくは定数の改廃、または予算の減少により廃職、または過員を生じた場合を規定。

第4条、降号の事由では、人事評価の結果に基づき勤務成績がよくなく、指導を行っても改善できない場合は降号できる旨を規定。

第5条、通知書の交付では、職員を降給する場合は書面を交付する旨を規定。

第6条、受診命令に従う義務では、心身の故障の場合2名以上の医師の診断を受ける命令に従う義務を規定。

第7条、雑則では、規則への委任を規定するものです。

附則、第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行するものとし、定年引上げに係る各条例と施行期日を統一するものです。

第2項では、定年引上げに係る降給は、給料の7割措置に関する降給とする旨を当分の間として規定。

第3項では、定年引上げに係る給料の7割措置に関する降給は、職員の定年等に関する

条例における附則第5号の情報の提供及び勤務の意思の確認を適用するため、本条例による通知書の交付を要しない旨を規定するものです。

以上、簡単ではありますが、説明といたします。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） これは新しい条例なので、基本的にはもう少し常任委員会等で練るべきものだと私は思っているのですが、一遍に出てきたので、ちょっと理解できない部分があるのです。この条例の中で意に反するという用語が使われています。この意に反するというのはどういうことなのですか。意に反しなければ問題ない、意に反する職員というのはこれまでもいたのですか。適用が来年度からになっていますけれども、これは再任用制にも適用されるのでしょうか。とすると、これまでもこういう事例があったことだと思うのです。そういうことでいくと、随分のんきな条例だなと。これからしか発生しないのですか、この内容的には。その辺ちょっと教えてください。

○議長（村山義明君） 小林総務課参事。

○総務課参事（小林嘉仁君） それでは、東海林議員の質問に対しまして私のほうからご回答申し上げたいと思います。

まず、この条例に関しましては、法のほうで整理をされておりまして、地方公務員法のほうで整理されております。現在まで条例のほうで制定する必要性はないから、法のほうで適用できるだろうという判断でこの条例については制定してごさいませんでした。今回、先ほど東海林議員から言われたとおり、定年の引上げに関して意に反して給料が落ちる可能性がある。これに関してしっかりこれを規定するというので、定年の引上げに関わる部分でしっかりとした条例を制定するべきということで制定してごさいます。基本的には地方公務員法上では職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除くほか条例で定めなければならないというふうにされておりまして、今回定年の引上げに関しまして降給する旨の部分は書いてあるのですが、意に反する部分に関しては規定がないということで、設けるべきというふうな判断をいただいているところであります。職員の意に反した降給が今までなかったのかということでごさいますが、事例としてはほぼないというふうに思っております。ただし、今後私は例えば課長職から降りたくないのだというふうな意見ももしかしたら出ることも考えられます。これに関しましてしっかりと降給ができる、降任ができるというふうな形をこの条例の中で定めているということでごさいます。

以上で大体質問の内容についてお答えできたかと思いますが、大丈夫でしょうか。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 大体分かりました。大体分かったのだけれども、基本的には再任用制度が出来上がったときから本来必要だったと。ところが、今、後づけでこれを補完

する役割で条例化する、そういう考え方でいいのですか。それでよければ私は納得なのです。

今までにこういう事例がなかったのは、意に反する行為はなかったからよかったので、意に反する行為があったら、そのことがまた一つネックになったと思うのです。そういう意味で捉えてよければあとはいいのですけれども、どうなのでしょう。

○議長（村山義明君） 小林総務課参事。

○総務課参事（小林嘉仁君） 今後の暫定再任用と、それから今までの再任用とはちょっと赴きが違うというところがございます、実は再任用に関しましては全員退職をいたします。それからの任用となりますので、その部分で降任ということにはなりません。再任用ということでございます。今後60歳を迎えた部分から降給あるいは降任ということになりますので、この条例をしっかりと制定したということでございます。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第58号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号 職員の降給に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号

○議長（村山義明君） 日程第11、議案第59号 令和4年度中頓別町一般会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第59号 令和4年度中頓別町一般会計補正予算につきまして、総務課、笹原参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） それでは、議案第59号 令和4年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

予算書1ページをお開き願います。令和4年度中頓別町一般会計補正予算。

令和4年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,924万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ45億1,684万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和4年12月14日提出、中頓別町長。

4ページをお開き願います。第2表、地方債補正でございます。起債の目的、過疎対策事業債の限度額を変更前7億2,740万円から変更後7億3,380万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。変更事業のみご説明申し上げます。森林管理道松鷹線開設事業の限度額を変更前1,370万円から変更後1,610万円とするもので、大雨によるのり面崩壊等に対応する工事内容を追加したことに伴う追加。橋梁長寿命化修繕事業の限度額を変更前670万円から変更後840万円とするもので、労務費や資材単価の高騰に伴う追加。障害者支援施設整備事業の限度額を変更前1,150万円から変更後1,380万円とするもので、事業内容の精査により追加するものでございます。

続きまして、事項別明細書、歳出からご説明をいたします。12ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に1,138万7,000円を追加し、5億5,039万4,000円とするもので、内容は人事管理事務事業、2節給料で95万円、3節職員手当等で967万円をそれぞれ追加、人事院勧告に基づく人件費の追加と時間外手当の追加でございます。総務関連事務事業、8節旅費で公務出張旅費として46万円を、10節需用費で公用車燃料代として5万7,000円を、11節役務費では郵便料として25万円をそれぞれ追加するものでございます。詳細につきましては、総務課総務グループ作成の補正予算説明資料をご参照願います。また、人件費の詳細につきましては24ページから30ページの給与費明細書をご参照願います。

3目文書広報費では、既定額に30万9,000円を追加し、416万円とするもので、広報公聴事業、10節需用費で広報印刷費として同額を追加。

4目財産管理費では、既定額に237万7,000円を追加し、1億2,382万3,000円とするもので、町有財産維持管理事業、1節報酬で町有建物の修繕業務を行う職員の報酬21万8,000円を追加、10節需用費ではグループホームとして活用するため天北厚生園へ無償貸与していた住宅の一部が返還されたことから、これを修繕するための費用として215万9,000円を追加、詳細につきましては建設課建設グループ作成の補正予算説明資料をご参照願います。

5目企画費では、既定額に13万2,000円を追加し、1億2,573万7,000円とするもので、内容は総合開発委員会事業、2節給料で3万円、3節職員手当等で3万

3, 000円をそれぞれ追加、人事院勧告に基づき会計年度任用職員の人件費を追加、新たな生活交通路線検討事業、18節負担金補助及び交付金で来年10月からの路線バスの見直しに向けた協議を進めるため、中頓別町、浜頓別町の両町で設置する地域公共交通活性化協議会の負担金として6万9,000円を新規計上、詳細につきましては総務課政策経営室作成の補正予算説明資料をご参照願います。

8目防災対策費では、既定額に12万3,000円を追加し、1,178万9,000円とするもので、防災対策事業、10節需用費で7万4,000円、11節役務費で2万4,000円、26節公課費で2万5,000円をそれぞれ追加、いずれも防災車両の車検に要する費用でございます。

14ページをお開き願います。11目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費では、既定額に47万円を追加し、1億499万9,000円とするもので、地方創生臨時交付金事業、10節需用費でPCR検査を行うための試薬購入費として同額を追加。

2項徴税費、1目税務総務費では、既定額に58万3,000円を追加し、1,033万1,000円とするもので、税務事務事業、10節需用費で町税の電子納付を進めるため納付書のテスト用紙を購入する費用として11万2,000円を追加、12節委託料で特別徴収税額通知の電子的通知に対応するためのシステム改修委託料47万1,000円を新規計上、詳細につきましては総務課住民グループ作成の補正予算説明資料をご参照願います。

3項1目戸籍住民基本台帳費では、既定額に99万円を追加し、3,900万4,000円とするもので、住民事務事業、12節委託料で自治体情報システムの標準化、共通化に進めるに当たり文字フォントの統一が必要となりますことから、これに対応するためのシステム改修委託料として同額を新規計上。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費では、既定額に1,241万2,000円を追加し、2億3,386万8,000円とするもので、老人福祉事業、18節負担金補助及び交付金で後期高齢者医療広域連合に対する令和3年度分の負担金額確定により同額を追加。

4目障害者福祉費では、既定額に229万円を追加し、1億2,174万2,000円とするもので、障害者総合支援給付事業、18節負担金補助及び交付金で当初予算で措置いたしました天北厚生園グループホームのスプリンクラー設置工事に関しまして設計変更が生じたため、事業費の町負担分として同額を追加。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目病院費では、既定額に115万円を追加し、2億6,858万8,000円とするもので、国民健康保険病院事業運営補助事業、18節負担金補助及び交付金で研修医用住宅の改修に係る費用の一般会計負担分として同額を計上。

予算書16ページをお開きいただきまして、6款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費では、既定額に34万8,000円を追加し、9,160万4,000円とするも

ので、中山間地域等直接支払交付金交付事業、18節負担金補助及び交付金に交付対象面積の増に伴い同額を追加。

4目有害鳥獣対策費では、既定額に43万円を追加し、1,764万8,000円とするもので、有害鳥獣対策費、7節報償費でヒグマ捕獲頭数の増を見込み37万円の追加、12節委託料で猟友会の新規会員2名の追加により2名分の委託料6万円を追加。

2項林業費、1目林業振興費では、既定額に5万7,000円を追加し、4,533万7,000円とするもので、内容は豊かな森づくり推進事業、18節負担金補助及び交付金で施業面積が増加になったことに伴い同額を追加、森林整備・林業振興事業では小中学生が学校で使用する机の天板を町産材のものと交換する取組を行っておりますが、天板に加工する作業費が当初の想定よりも高額となったため、不足する額を既に実施済みの道の駅ピンネシリに設置いたしましたまきストーブの設置工事費の残額から組替えを行うものでありまして、14節工事請負費で70万円を減額し、12節役務費に同額を追加するものでございます。

2目林道費では、既定額に237万5,000円を追加し、3,956万9,000円とするもので、道営林道事業、18節負担金補助及び交付金に同額を追加、大雨によるのり面崩壊等の対応を行うため事業内容を追加したことによるものでございます。

7款1項商工費、2目観光費では、既定額に49万円を追加し、8,466万1,000円とするもので、ピンネシリ温泉運営事業、10節需用費でサウナ室内温度センサーの修繕及び浴槽床下の排水ポンプ修繕に要する費用として同額を追加。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費では、既定額に145万5,000円を追加し、2億564万円とするもので、内容は道路維持補修事業、10節需用費で松音知地区への防犯灯を設置するための費用115万5,000円を追加、道路照明灯電気料、10節需用費では町内の道路照明灯の電気料に不足が見込まれますことから30万円を追加するものでございます。

18ページをお開きいただきまして、3目道路新設改良費では、既定額に170万5,000円を追加し、3億5,690万6,000円とするもので、橋梁長寿命化事業、14節工事請負費で同額を計上、労務費や資材単価などの高騰による工事費の追加でございます。

5項住宅費、1目住宅管理費では、既定額に163万4,000円を追加し、4,055万1,000円とするもので、公営住宅維持管理事業、1節報酬で公営住宅の修繕業務を行う職員の報酬21万8,000円を追加、10節需用費では小破修繕費として公営住宅の古くなったIHクッキングヒーターの取替え費120万円、あかね団地のドア交換費21万6,000円、合わせまして141万6,000円を追加するものでございます。

9款1項1目消費費では、既定額から223万8,000円を減額し、1億3,780万1,000円とするもので、消防事業、18節負担金補助及び交付金に同額を計上、予算書後ろ側に添付しております令和4年度一般会計予算（別紙内訳）明細書を御覧いただ

きたいと思います。明細書の1ページになりますが、常備消防費、消防本部費で281万3,000円を減額、中頓別支署費では62万5,000円を追加、非常備消防費、中頓別消防団費では5万円を減額するものでございます。詳細につきましては、明細書の2ページに記載しております事務事業別にてご説明をいたします。消防本部費では、消防本部負担金で給与費など9,000円を減額するほか、前年度繰越金280万4,000円が特定財源として歳入に繰り入れられ、合わせまして281万3,000円を減額、消防署管理事業では10節需用費、光熱水費で電気料金高騰に伴い4万円を追加、消防庶務事業では10節需用費で新年度採用職員の職員制服費29万1,000円を追加、警防業務事業では24万8,000円を追加するもので、10節需用費で燃料費の高騰に伴い14万円を追加、修繕費では消防車の故障修理費として11万8,000円を追加した一方、11節役務費では自賠責保険料の不用額1万円を減額するものでございます。消防各種研修事業では、会議負担金の精査で6,000円を減額、救急業務事業では5万2,000円を追加するもので、10節需用費で救急車の車検整備費の増により7,000円を追加、11節役務費では病院医師との連絡用の携帯電話を現在使用のものからスマートフォンに変更するため4万5,000円を追加、消防団員管理業務ではコロナ禍の影響を鑑み、北海道消防大会への参加を見送ったことから8節旅費のほか18節負担金補助及び交付金の大会参加費負担金合わせまして13万5,000円を減額、消防分団管理業務では8万5,000円を追加するもので、10節需用費で燃料費及び電気料の高騰に伴い、燃料費で5万5,000円、光熱水費で8万円をそれぞれ追加、18節負担金補助及び交付金では管内陸地市町村交流研修会の中止によりまして5万円を減額するものでございます。

予算書の18ページにお戻り願います。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、既定額に457万2,000円を追加し、1億5,945万3,000円とするもので、内容は教育委員会事務局事業、2節給料で205万円、3節職員手当等で180万円、4節共済費で30万2,000円をそれぞれ追加、人事院勧告に基づく追加と時間外手当の追加でございます。公用車両維持管理事業、10節需用費で車両燃料費、車両修繕費合わせまして42万円を追加、詳細につきましては教育委員会作成の補正予算説明資料をご参照願います。

2項小学校費、1目学校管理費では、既定額に347万7,000円を追加し、3,851万7,000円とするもので、小学校施設維持管理事業、10節需用費で事務用品など消耗品費に不足が見込まれますことから20万円を、燃料費の高騰により211万円を、電気料の高騰により88万円を、トイレのセンサー修繕費26万7,000円をそれぞれ追加、11節役務費では電話料に不足が見込まれますことから2万円を追加。

20ページをお開きいただきまして、3項中学校費、1目学校管理費では、既定額に87万円を追加し、1,448万7,000円とするもので、中学校施設維持管理事業、10節需用費で事務用品など消耗品費8万円を追加、燃料費の高騰により33万5,000円を追加、電気料におきましても20万円を追加、11節役務費では電話料に不足が見込

まれますことから8万円を追加、12節委託料では特定建築物定期報告の調査業務委託料17万5,000円を新規計上。

4項社会教育費、1目社会教育総務費では、既定額に21万8,000円を追加し、990万8,000円とするもので、少年教育推進事業、2節給料で4万8,000円、3節職員手当等で17万円をそれぞれ追加、人事院勧告に基づく追加と時間外手当の追加でございます。

2目町民センター費では、既定額に148万9,000円を追加し、856万2,000円とするもので、町民センター運営維持管理事業、2節給料で8,000円、3節職員手当等で10万円をそれぞれ追加、人事院勧告に基づく追加と時間外手当の追加でございます。10節需用費では、燃料費及び電気料高騰により74万5,000円と54万6,000円をそれぞれ追加、施設修繕料6万円、11節役務費では電話料3万円をそれぞれ追加するものでございます。

3目社会教育施設費では、既定額に34万7,000円を追加し、628万4,000円とするもので、郷土資料館及び青少年柔剣道場運営事業、1節報酬で5万円を追加、人事院勧告に基づくものでございます。10節需用費では、燃料費及び電気料高騰により7万円と22万7,000円をそれぞれ追加。

5項保健体育費、4目学校給食費では、既定額に変更はございませんが、学校給食事業で給食調理員に従事する職員をパートタイムからフルタイムの任用職員として採用するため1節報酬60万1,000円を減額し、2節給料に同額を追加、予算の組替えを行うものでございます。

22ページをお開き願います。12款諸支出金、1項1目特別会計繰出金では、既定額から21万1,000円を減額し、3億3,597万4,000円とするもので、特別会計繰出金事業、27節繰出金に同額を計上、後期高齢者医療事業特別会計繰出金の減額でございます。

8ページにお戻り願います。歳出合計、既定額に4,924万1,000円を追加し、45億1,684万3,000円とするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。10ページをお開き願います。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、既定額に99万円を追加し、1億1,409万7,000円とするもので、7節デジタル基盤改革支援補助金に同額を追加、歳出、住民事務事業のシステム改修委託料に充当する補助金でございます。

15款道支出金、2項道補助金、4目農林業費補助金では、既定額に29万7,000円を追加し、6,641万円とするもので、8節中山間地域等直接支払交付金に26万2,000円を追加、歳出、中山間地域等直接支払交付金交付事業に充当する補助金でございます。10節ふるさとの山づくり総合対策事業補助金では3万5,000円を追加、歳出、豊かな森づくり推進事業に充当する補助金でございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、6目公共施設整備等基金繰入金では、既定額に548

万2,000円を追加し、1億1,795万1,000円とするもので、1節公共施設整備等基金繰入金に同額を追加、歳出、町有財産維持管理事業のグループホームの返還に伴う修繕費に215万9,000円、公営住宅維持管理事業のIHクッキングヒーター取替え及びあかね団地玄関修繕費に141万6,000円、国保病院運営補助事業の研修医住宅の改修費に115万円、ピンネシリ温泉運営事業の施設修繕費に49万円、小学校施設維持管理事業のトイレ修繕費に26万7,000円をそれぞれ充当するため繰り入れるものでございます。

19款繰越金、1項1目繰越金では、既定額に3,607万2,000円を追加し、9,990万7,000円とするもので、1節前年度繰越金に同額を計上。

21款1項町債、1目過疎対策事業債では、既定額に640万円を追加し、7億3,380万円とするもので、1節過疎対策事業債に同額を追加、内容につきましては第2表、地方債補正で説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

予算書6ページにお戻り願います。歳入合計、既定額に4,924万1,000円を追加し、45億1,684万3,000円とし、歳入歳出のバランスを取ってございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） 1点質問させていただきます。

農林水産業費、産業課からの予算説明資料は一つも出てきていませんが、林道費、今口頭の説明でのり面が崩れたため237万5,000円ほど追加で計上されていると思うのですが、どの林道がどれだけ崩れているのか、そういう資料がないのかお伺いします。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） この部分につきましては、道営の林道松鷹線の工事の部分でございまして、事業上は道が、振興局が実施しておりまして、それに対して負担金をお支払いするわけですけれども、その事業費が増額したということで、その事業費分、増額する負担金分を今回上げているというところでございます。

○議長（村山義明君） 長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） 崩れたものを補修するためとか、そういうことの追加予算だと思うのですけれども、面積だとかそういうのは分からないですか。

○議長（村山義明君） 西川産業課参事。

○産業課参事（西川明文君） 長谷川議員の質問にお答えいたします。

この道営事業で切土のり面が崩壊したということで、のり枠工だとか、あとその崩れた勾配を修正するのに土工量が大量に掘削しているような状況です。現場については、道のほうで発注して管理をしている部分がありまして、どのぐらいの面積だとか、どれだけのボリュームだとかというのはちょっと把握していない部分があります。いずれにしても、今後も道営といつつも町のほうでもある程度把握していくような形では考えてはいます。

○議長（村山義明君） 長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） 最後に少しだけ、道営事業ということで、町ではなく、発注は北海道だよということで理解できました。その中で負担比率というか、割合、どの程度負担しているのかだけ。

○議長（村山義明君） 西川産業課参事。

○産業課参事（西川明文君） 75%がそのうち国が50%、25%が道、残りの25%が町で負担をしております。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第59号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号 令和4年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（村山義明君） お諮りします。

議案審議の途中ですが、時間も相当経過しておりますので、本日はこれにて延会し、残りの事件につきましては明日12月15日午前10時から会議を再開して審査を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会し、明日12月15日午前10時から会議を再開して、議案第60号 令和4年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算から審査を行います。

◎延会の宣告

○議長（村山義明君） 本日はこれをもって延会いたします。

本日はご苦労さまでした。

（午後 3時09分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員